

### 第3章 無差別殺傷事犯の実態

本章では、調査対象事件である無差別殺傷事件について、判決書・刑事事件記録及び刑事施設記録等に基づいて調査を行った。なお、調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、特に断らない限り、主たる無差別殺傷事件（被害者数が多いもの、殺人既遂となったもの、最も初期に行ったものの順による。）を対象に分析している。

第1節では、調査対象となった無差別殺傷事件を行った者について、その年齢、家族、就労、前科関係等の実態を明らかにし、特徴を探った。

第2節では、調査対象となった無差別殺傷事件について、その時間的、場所的、方法的特性等の実態を明らかにするとともに、犯行の動機、態様、前科による類型区分を行った。

第3節では、調査対象者の内的特性、心身の状況等を明らかにし、調査対象者が無差別殺傷事件に至った背景要因、犯行経緯等を分析した。

#### 第1節 調査対象者の基本属性

##### 1 年齢・性別

調査対象者は52人であり、犯行時の年齢層、男女別の人員を見ると、**3-1-1表**のとおりである。

性別を見ると、一般殺人（平成23年の女子比は24.5%であり、最近20年間で16.2%から24.5%で推移している。**2-1-2図**参照）における男女比と相当程度に異なっており、一人を除いて全員が男性である。

また、年齢層別に見ると、一般殺人（**2-1-5図**参照）に比べて、調査対象者では、年齢層が低い者の割合が高い傾向がうかがわれる。調査対象者では、39歳以下が大多数であり、特に20歳から39歳が多く、少年も一般殺人に比べて高い構成比となっている。他方、40歳以上については、いずれの年齢層においても一般殺人よりも構成比が低い値となっている上、65歳以上の高齢者はおらず、これも一般殺人とはかなり異なっている。

**3-1-1表 男女別年齢層**

年齢層	男性	女性	総数
16～19歳	7 (13.7)	-	7 (13.5)
20～29歳	14 (27.5)	-	14 (26.9)
30～39歳	16 (31.4)	1 (100.0)	17 (32.7)
40～49歳	7 (13.7)	-	7 (13.5)
50～59歳	5 (9.8)	-	5 (9.6)
60～64歳	2 (3.9)	-	2 (3.8)
総数	51 (100.0)	1 (100.0)	52 (100.0)

注 1 犯行時の年齢による。

2 ( )内は、男女別・総数の年齢層別構成比である。

## 2 居住・家族

調査対象者の居住地（住居不定の者は犯行時に生活の拠点としていた土地で計上している。）を都道府県別，市町村の人口規模別に見ると，**3-1-2表**のとおりである。

都道府県別では，大阪府に居住していた者が最も多く，次いで東京都であり，さらに，北海道，神奈川県，兵庫県となっている。関西圏，首都圏に居住している者が比較的多いと言える。

居住していた市町村の人口規模別に見ると，人口10万人以上の市に居住していた者が24人，特別区・政令指定都市に居住していた者は19人で，人口10万人未満の市町村に居住していた者は9人であった。この3区分における人口の比は，平成22年国勢調査によれば，特別区・政令指定都市：人口10万人以上の市：人口10万人未満の市町村が約3：4：3である（調査対象者に高齢者がいないことから15歳から64歳までの者に限ってこれらの比を見ても，おおむね同様の比となる。）。これを踏まえると，人口規模が大きい市・特別区に居住していた者の比率が高い傾向がうかがわれる。

3-1-2表 人口規模別居住地

都道府県	特別区・ 政令指定都市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市町村	総数
北海道	1	1	2	4
青森県	...	-	-	-
岩手県	...	-	-	-
宮城県	-	-	1	1
秋田県	...	-	-	-
山形県	...	-	1	1
福島県	...	-	1	1
茨城県	...	1	-	1
栃木県	...	-	-	-
群馬県	...	1	-	1
埼玉県	-	1	-	1
千葉県	1	-	-	1
東京都	5	3	-	8
神奈川県	2	-	1	3
新潟県	-	1	-	1
富山県	...	1	-	1
石川県	...	1	-	1
福井県	...	-	-	-
山梨県	...	-	1	1
長野県	...	-	-	-
岐阜県	...	-	-	-
静岡県	-	-	-	-
愛知県	1	1	-	2
三重県	...	-	-	-
滋賀県	...	-	-	-
京都府	-	1	-	1
大阪府	9	6	-	15
兵庫県	-	3	-	3
奈良県	...	-	-	-
和歌山県	...	-	1	1
鳥取県	...	-	-	-
島根県	...	-	-	-
岡山県	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-
山口県	...	1	-	1
徳島県	...	1	-	1
香川県	...	-	-	-
愛媛県	...	-	-	-
高知県	...	1	1	2
福岡県	-	-	-	-
佐賀県	...	-	-	-
長崎県	...	-	-	-
熊本県	-	-	-	-
大分県	...	-	-	-
宮崎県	...	-	-	-
鹿児島県	...	-	-	-
沖縄県	...	-	-	-
総数 (構成比)	19 (36.5)	24 (46.2)	9 (17.3)	52 (100.0)

注 1 特別区・政令指定都市及び人口規模は平成24年4月1日現在のものである。ただし、北海道、石川県及び群馬県については平成24年3月31日現在のものによる。

2 犯行時の状況による。

3 住居不定の者は、生活の拠点としていた土地に計上している。

**3-1-3表**は、調査対象者の同居人別の居住状況を見たものである。

居住場所別に見ると、自宅が最も多く、その次が借家であるが、住居不定又は施設（更生保護施設・社会福祉施設をいう。）であった者が26.9%（14人）と高い割合に及んでいる。

同居人別に見ると、単身である者が半数である。そのほか、親と同居している者も多いが、配偶者、子らと同居している者は非常に少ない。自立して他の者と家族を構成して生活している者が少ないと言える。

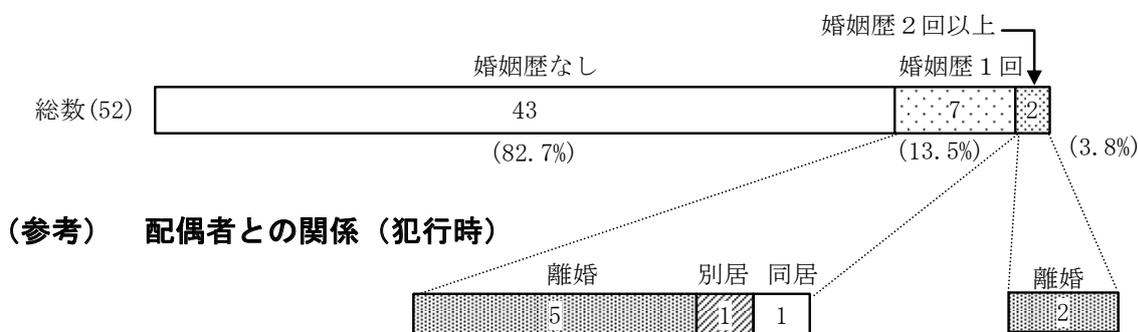
**3-1-3表 居住状況（同居人別）**

区分	単身	親	配偶者	子	その他 親族	その他	総数 (構成比)
自宅	2	16	1	1	7	-	21 (40.4)
借家	12	4	-	-	1	-	17 (32.7)
施設	2	-	-	-	-	2	4 (7.7)
住居不定	10	-	-	-	-	-	10 (19.2)
総数 (全体に占める比率)	26 (50.0)	20 (38.5)	1 (1.9)	1 (1.9)	8 (15.4)	2 (3.8)	52 (100.0)

- 注 1 犯行直近の居住状況による。  
 2 「借家」は、寮を含む。  
 3 「施設」は、更生保護施設又は社会福祉施設である。  
 4 「その他」は、施設における共同部屋の同居人である。  
 5 同居人が複数いる場合は、それぞれの項目に計上している。そのため、「自宅」における総数と内訳の合計は一致しない。

**3-1-4図**は、調査対象者の婚姻状況及び婚姻歴を見たものである。婚姻歴がない者が82.7%（43人）と非常に多い。さらに、婚姻歴がある者においても、離婚又は別居している者がほとんどであり、円満な結婚生活を送っている者は少ないと言える。なお、女性の調査対象者も婚姻歴はない。

**3-1-4図 婚姻状況**



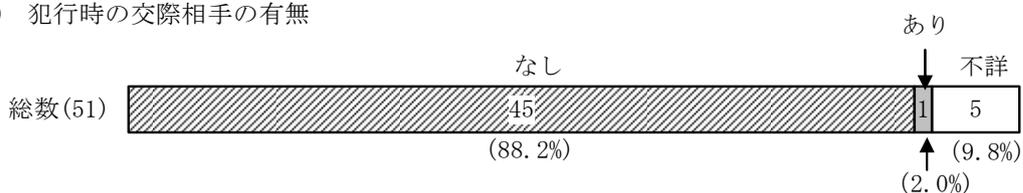
### 3 交友・交際

調査対象者について、異性との交際の状況・交際歴を見ると、**3-1-5図**のとおりである。

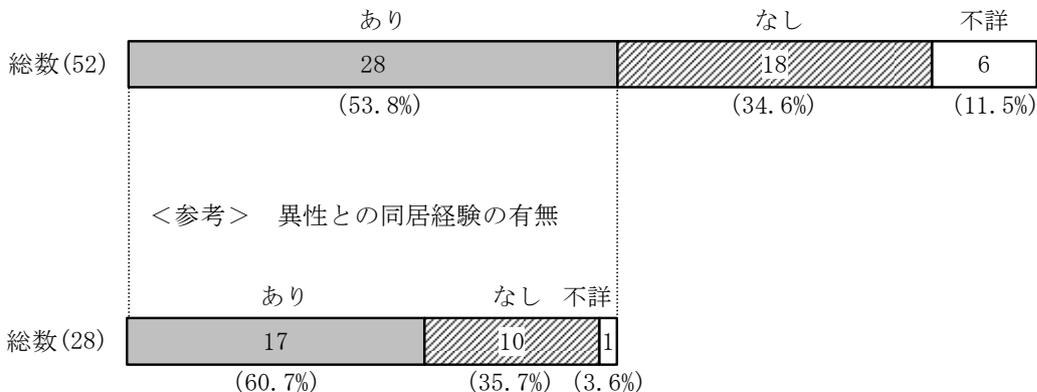
異性との交際経験について不詳である者を除いた46人中、同経験が全くない者が18人であり、約4割に及んでいる。交際経験がある者、同居経験がある者は、それぞれ28人、17人であるが、犯行時の婚姻・交際状況を見ると、同居の婚姻者がいた者が1人、異性の交際相手がいた者が1人だけであり、ほとんどは異性との婚姻・交際関係が消滅している。犯行時において、異性との交際関係について充足感を持つような状況にはなかった者が多いと考えられる。

**3-1-5図 異性との交際状況**

① 犯行時の交際相手の有無



② 異性との交際経験の有無



注 ①は、婚姻歴があり、かつ、犯行時の配偶者との関係が「同居」であった者（1人）を除く。

調査対象者について、学校、職場等の友人との交友関係を見ると、**3-1-6表**のとおりである。

犯行時において、親密な友人がいた者は3人のみであり、普通の関係の友人がいた者を含めても10人とどまる。反対に、友人がいない者が28人と過半数であって、社会とのつながりが弱い者が多いと考えられる。

また、学校、職場等の在籍時においても、友人がいなかった者が19人、陰悪又は希薄で

あった者が8人であり、適切な交友関係を構築する力が不十分な者が多いことがうかがわれる。

なお、就労経験がない者及び学校在籍時又は職場在籍時の交友関係が不詳の者を除いた33人について、学生時から就職後にかけて交友関係の有無・内容の変化を見ると、普通以上（「普通」及び「親密」をいう。）で推移した者は2人のみであり、不良（「なし」、「希薄」及び「険悪」をいう。）で推移した者は24人、普通以上から不良になった者は7人であった。交友関係の構築力がもともと不十分な者のほか、就職後における職場・社会への適応が十分にできず、新たな交友関係を構築することができなかつた者がいるのではないかと思われる。

3-1-6表 交友関係

区分	なし	希薄	普通	親密	険悪	不詳	総数
在籍時	19	4	10	4	4	11	52
犯行時	28 (19)	5 (2)	7 (5)	3 (3)	- (0)	9 (8)	52 (37)

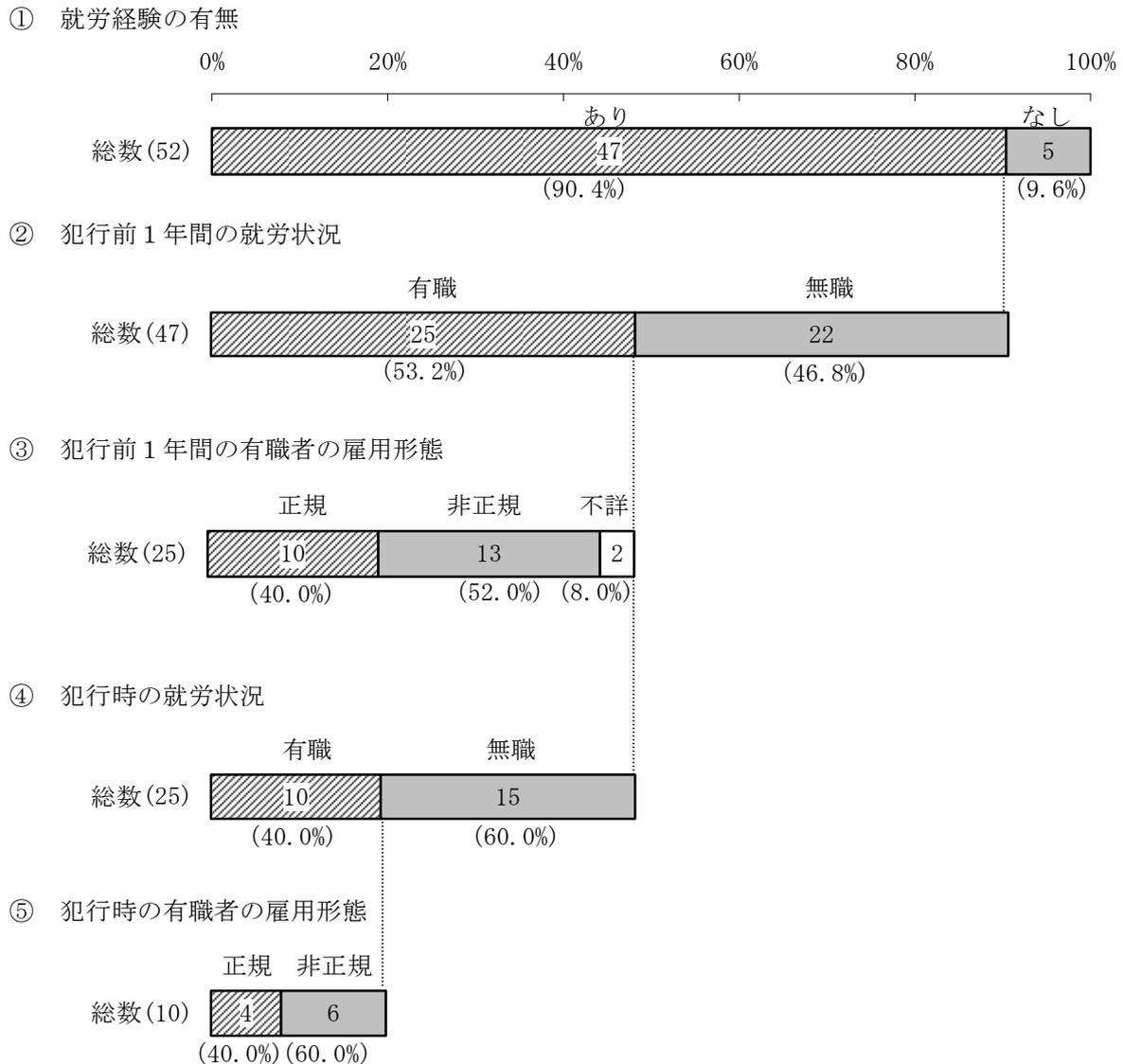
- 注 1 学生時又は職場で知り合った友人等との交友関係について調査した。  
 2 交友関係が全く不詳の者は、「不詳」に計上している。  
 3 交友関係のある友人等が認められなかつた者は、「なし」に計上している。  
 4 1人でも親密な関係にある友人等が認められた者は、「親密」に計上している。  
 5 1人でも普通の関係にある友人等が認められた者は、「普通」に計上している。  
 6 交友関係のある友人等は認められたものの希薄な関係にとどまると認められた者は、「希薄」に計上しており、険悪な関係しか認められなかつた者は、「険悪」に計上している。ただし、学生時又は職場のいずれかにおける関係が不詳と認められた者は、「不詳」に計上している。  
 7 ( )内は、「在籍時」と「犯行時」で関係が変わらない者の実人員である。

#### 4 就労・就学

調査対象者について、就労状況を見ると、3-1-7図のとおりである。

就労経験のある者は47人と多いが（なお、就労経験のない者5人のうち、犯行時に学生であった者は3人であり、学校を卒業・退学後に全く就労していない者は2人である。）、犯行前1年間では25人となり、さらに、犯行時に就労していた者は10人とどまっている。一般殺人における犯行時の有職者率は33.6%～42.2%であり（2-1-10図参照）、それと比べると低い値にとどまっている。さらに、その就労形態を見ると、犯行前1年間においても、犯行時においても非正規雇用（アルバイト、パート等をいう。）が多く、犯行時に正規雇用され、安定した職を有していた者は4人のみと少ない。

### 3-1-7 図 就労状況



注 「正規」は、自営業を含む。

調査対象者について、犯行時における収入、借入等の生計の状況を見ると、**3-1-8表**のとおりである。

調査対象者本人の犯行時の一月の収入（労働による賃金のほか、生活保護等の社会保障給付を含む。）については、20万円以上の者は3人のみであり、10万円以下の者が9人、収入が全くない者が31人である。収入面で不十分な状況にあった者が多い。

反対に、借入を見ると、借入なしの者が37人と多数であって、多額の借入をしていた者は少ない。

収入の面からも借入の面からも経済活動は不活発であると言える。

また、金銭的援助（社会保障給付を含む。）を見ると、被扶養者、親等からの援助、生活保護等の援助を受けていた者が、不詳の者1人を除いた51人中24人であって、相当の割合を占めている。

停滞した社会経済活動の状況下で、援助を受けて生計を立てている者が多いことがうかがわれる。

### 3-1-8表 生計状況

#### ① 月収

総数	なし	10万円以下	20万円以下	20万円を超える	不詳
52 (6)	31 (6)	9	8	3	1

#### ② 借入金

総数	なし	100万円以下	500万円以下	500万円を超える	不詳
52 (6)	37 (6)	5	5	2	3

#### ③ 金銭的援助

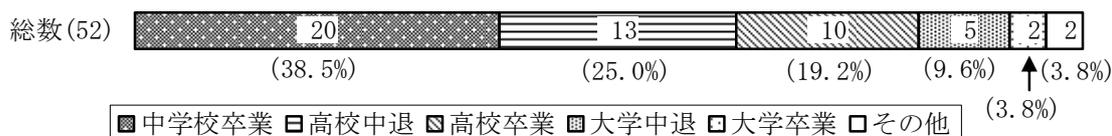
総数	なし	被扶養者	親・親族等からの援助	生活保護等	不詳
52	27	6	9	9	1

- 注 1 ①は、生活保護等の公的支援金を含む。  
 2 ②は、住宅購入ローンの未払い金を含む。  
 3 ③における「親・親族等」は、交際相手を含む。  
 4 ③における「生活保護等」は、障害年金を含む公的支援金である。  
 5 ( )内は、被扶養者で、内数である。  
 6 「被扶養者」は、犯行時において、未成年かつ未就労であった者である。

調査対象者について、教育程度別の人員を見ると、3-1-9図のとおりである。

中学校卒業、高校中退の者が併せて33人であり、過半数を占めている。大学卒業の者は2人であって、少ない。

### 3-1-9図 教育程度



- 注 1 「高等学校」は、専門学校を含む。  
 2 「その他」は、義務教育未修了及び高等学校在学である。

## 5 前科・非行歴

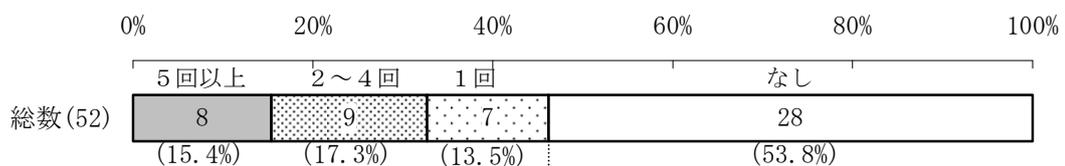
3-1-10図は、調査対象者の前科の状況を見たものである。

前科のある者が24人（46.2%）であり、前科のない者が28人である（以下、前科のある者らを「有前科者群」、前科のない者らを「前科なし群」と呼んで、分析を進めることがある。）。

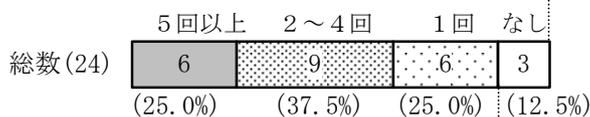
有前科者群では、懲役前科がある者がほとんどであり、さらに、そのほとんどは実刑の懲役前科がある。有前科者群24人のうち、複数回の実刑懲役前科がある者は14人と過半数を占めており、犯罪を繰り返す中で、無差別殺傷事犯に至った群の存在を見ることができる。

3-1-10図 前科の回数

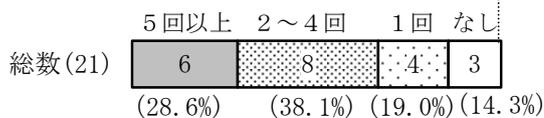
### ① 前科の回数



### ② 「前科の回数」のうち、懲役刑の回数



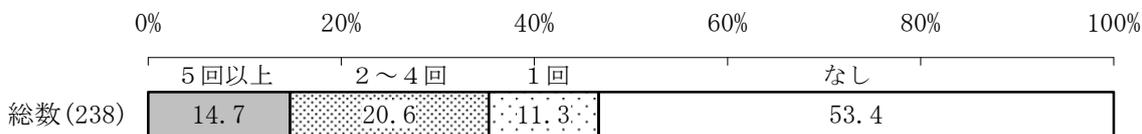
### ③ 「懲役刑の回数」のうち、実刑の回数



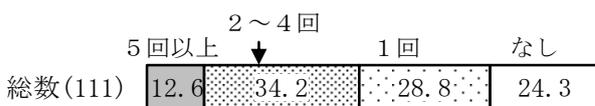
注 「懲役刑」は、執行猶予を含む。

(参考) 殺人 前科の回数 (平成22年版犯罪白書特別調査)

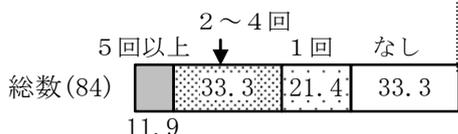
① 前科の回数



② 「前科の回数」のうち、懲役刑の回数



③ 「懲役刑の回数」のうち、実刑の回数



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「懲役刑」は、執行猶予を含む。

3-1-11図は、調査対象者の前科の内容を見たものである。

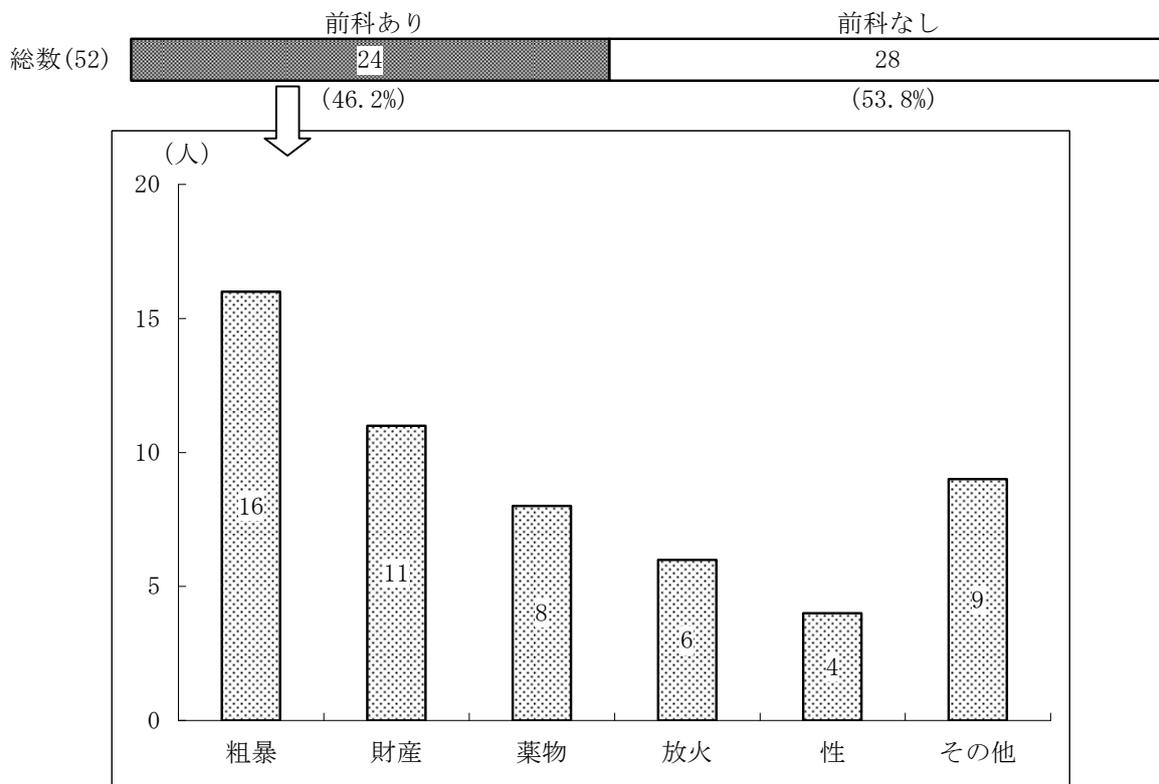
前科となる犯罪としては、粗暴犯が最も多く、有前科者群のうち3分の2に粗暴犯の前科がある。粗暴な性向が強い者が多いことを示唆している。

そのほか、財産犯罪、薬物犯罪、放火、性犯罪の前科は、有前科者群中、それぞれ45.8%、33.3%、25.0%、16.7%の者に見られる。平成23年の通常第一審における有期刑言渡人員のうち、窃盗は29.5% (窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領の合計で39.8%)、薬物犯罪は19.0%、放火は0.4%、強姦・強制わいせつは2.1%であり (平成24年版犯罪白書 2-3-2-1表、2-3-2-3表及び資料 2-4 参照)、これらの有期刑の言渡しを受けた者と異なった前科の特徴を有している。

次に、一般殺人と比べるため、平成22年調査におけるデータと比較する。同調査によれば、殺人事犯者において前科がある者の比率は46.6%であるが、親族以外に対する殺人に限ると55.7%であった。また、粗暴犯前科 (同調査における粗暴犯の範囲と、本研究における範囲はやや異なり、本研究の範囲の方がやや広い。) がある者は、前科がある者の中で58.6%であるが、親族以外に対する殺人に限ると、61.3%であった。無差別殺傷事犯の調査対象者の前科の有無、粗暴犯前科の有無については、親族に対する殺人と大きな差は見

いだしにくい。また、同調査における殺人事犯者において、財産犯（窃盗、詐欺、恐喝、横領及び盗品等に関する罪をいう。）の前科がある者の比率は42.3%、薬物犯罪の前科がある者の比率は26.1%、放火の前科がある者は1.8%である。財産犯罪、薬物犯罪の前科を有する者の比率は、本調査対象の無差別殺傷事犯者と一般的な殺人事犯者とで大きく異なる傾向は見いだしにくいですが、今回の無差別殺傷事犯者では放火の前科を有する者の比率が高いことが一般的な殺人事犯者と異なる特徴としてうかがわれる。

3-1-11図 前科の内容



- 注 1 「粗暴」は、殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等処罰法違反又は銃刀法違反の前科を有する者を計上している。
- 2 「財産」は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、遺失物等横領又は住居侵入（窃取目的に限る。）の前科を有する者を計上している。
- 3 「薬物」は、覚せい剤取締法違反又は毒劇法違反の前科を有する者を計上している。
- 4 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火、放火予備又は住居侵入（放火目的に限る。）の前科を有する者を計上している。
- 5 「性」は、強姦、強制わいせつ又はわいせつ文書等所持の前科を有する者を計上している。
- 6 「その他」は、略取誘拐、業務上過失傷害、道路交通法違反又は軽犯罪法違反の前科を有する者を計上している。
- 7 複数の前科を有する場合は、それぞれの区分に計上している。

3-1-12図は、調査対象者の非行歴・犯罪歴を見たものである。

非行歴・犯罪歴がある者が34人（65.4%）であって、一般殺人の検挙者における再犯者率（2-1-10図参照）よりも高い値となっているが、他方で、非行歴・犯罪歴が全くない者が18人いる。このような非行歴・犯罪歴のないタイプ<sup>（注7）</sup>の無差別殺傷事犯者が約34.6%と、ある程度の割合で存在していることを示している。

非行歴・犯罪歴がある34人について、その初発時の年齢を見ると、少年時21人と多数を占めており、中でも14歳未満が7人であって、低年齢時に非行を開始した者が一定程度いると言える。また、少年時の非行歴がある者について、保護処分歴を見ると、少年院送致歴がある者が8人と最も多い。少年時に非行に関する問題性が大きかった者が相当程度に及ぶと考えられる。30歳以上が初発の者は2人であり、少ない。

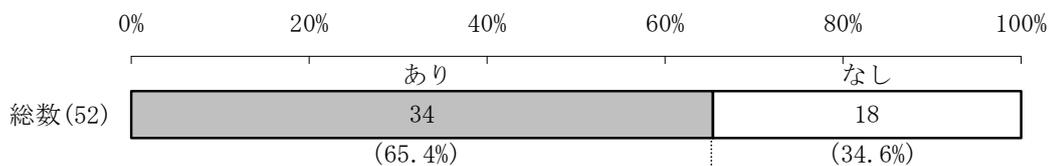
なお、少年時に初発の非行があった者では、その非行名は財産犯（窃盗、横領等）が多い。そのほか放火が非行名である者が2人いる。他方、成人で初発の犯罪歴がある者では、罪名が粗暴犯である者が多い。

---

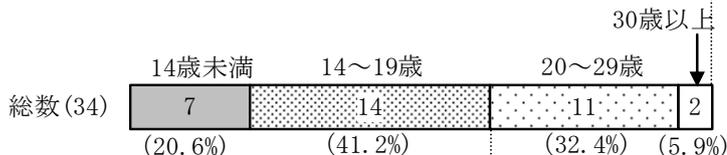
注7 「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」（平成12年12月21日 警察庁生活安全局少年課・科学警察研究所防犯少年部）は、このように、本件犯行以前に検挙・補導されたことのない者を「いきなり型」と名付けている。同報告書によれば、このようないきなり型と、非行がエスカレートして本件犯行に至る非行エスカレート型では動機や前兆的行動等について異なる傾向が見られ、例えば、動機については、非行エスカレート型では動機は概して明確であるが、いきなり型では、動機が多岐にわたり、外界との直接的な関連が希薄で内的な欲求や葛藤を解消することを目的とした、より自己中心的な論理に基づいたものが見られ、半数の事件で被害者は加害少年と面識関係のない不特定の対象であり、自己顕示的な性質を帯びた犯行も見られるとする。そのほか、前兆的行動について、「犯行のほのめかし」「不審・特異な言動」「悩みの表現」「動物虐待」等は、いきなり型に比較的多く見られ、いきなり型においては、精神的な悩みや葛藤が直接犯行の原因となっているケースが多く、そうした精神状態が前兆的動向として現れていることが推測されるとしている。また、奥村雄介「凶悪な少年非行—いわゆる「いきなり型非行」について」（犯罪に挑む心理学—現場が語る最前線 北大路書房）も、少年非行が二極化しているとして、普通の生徒が突如として犯行に及ぶ「いきなり型非行」について分析し、被害者と加害者との関係から、家族を被害者とするもの、知人を被害者とするもの、赤の他人を被害者とするものに分類されるとした上で、その精神病理について見解をふえんしている。

### 3-1-12図 非行歴・犯罪歴

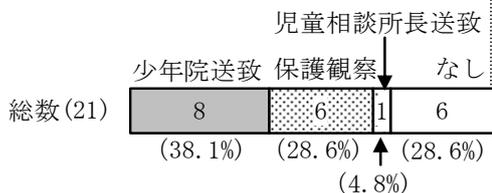
① 本件以外の非行歴・犯罪歴



② 初発非行・犯行時の年齢層



③ 保護処分歴



注 1 警察補導以上の処分を有する者を計上している。  
 2 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致，保護観察，児童相談所長送致の順に，最も先に該当するものに計上している。

3-1-13表は，調査対象者について，不良集団（暴力団，暴走族，地域不良集団等をいう。）への所属状況を見たものである。

犯行時に不良集団に所属していた者は2人のみであり（平成10年から23年までの一般殺人における暴力団構成員等率は13.7%～23.2%である。2-1-10図参照），犯行までの所属歴がある者も8人であって，所属歴がない者が多い。不良集団に対する所属は，無差別殺傷事犯者の特徴として認められないと考えられる。

### 3-1-13表 不良集団関係

① 過去の不良集団所属歴

総数	所属歴あり	所属歴なし
52	8	44

② 過去の不良集団所属状況

暴力団構成員	暴力団周辺者	暴走族構成員	その他
4	2	2	2

③ 犯行当時の不良集団所属状況

暴力団構成員	暴力団周辺者	暴走族構成員	その他
-	1	-	1

注 1 「その他」は，地域不良集団及び犯罪を目的として集まった集団である。  
 2 複数の不良集団に所属している場合は，それぞれの区分に計上している。

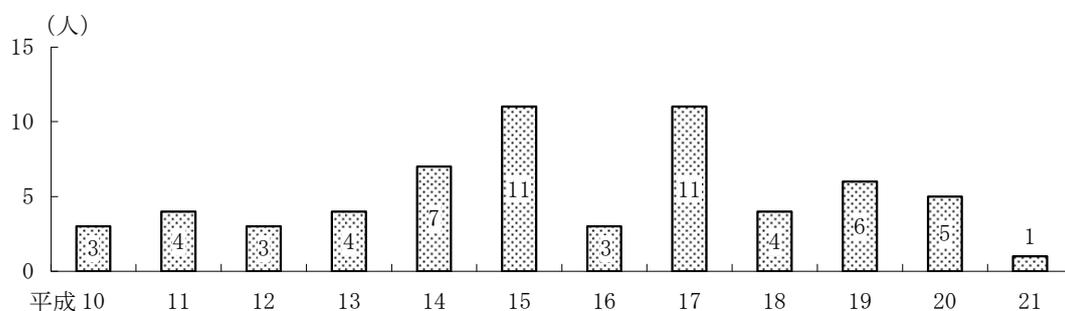
## 第2節 犯行の状況

### 1 調査対象事件数の推移

3-2-1図は、調査対象の無差別殺傷事件（調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、そのいずれも含む。）について、犯行年別の推移を見たものである。

年別の発生状況については、特に増減に関する傾向はないが、平成15年と17年に多く無差別殺傷事件が発生している。なお、無差別殺傷事件と通り魔殺人事件は、その定義が異なる上、調査対象事件は、起訴され、有罪が確定したものに限られるので、通り魔殺人事件の年別の推移とは一致しない。

3-2-1図 無差別殺傷事犯 発生年



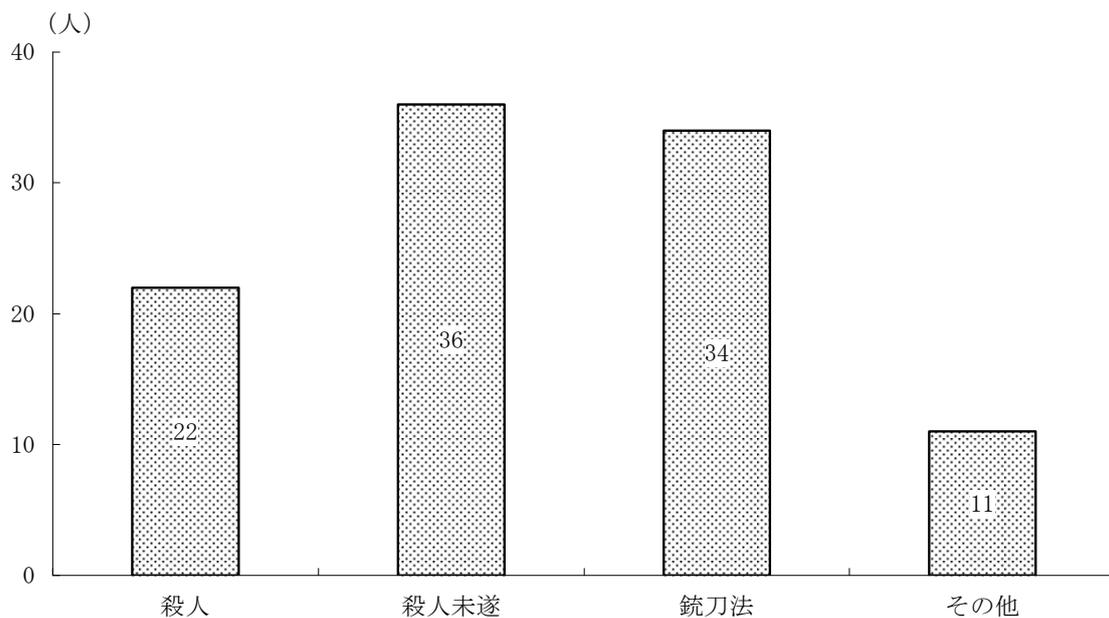
注 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、それぞれの年に計上している。

## 2 犯罪数

3-2-2図は、調査対象者が行った無差別殺傷事件（同一の現場・機会において行われた犯行を含む。）について、起訴された罪名を見たものである。

無差別殺傷事犯である以上、当然のことながら、殺人既遂、殺人未遂が多い。なお、殺人既遂と殺人未遂の双方を含む者は7人である。また、銃刀法違反が調査対象者の過半数で起訴されており、凶器と無差別殺傷事件との関係が密接である。

3-2-2図 主たる犯行



- 注 1 無差別殺傷事犯と同一現場・同一機会において行われた犯行の罪名を計上している。  
 2 「その他」は、強盗殺人、建造物侵入、傷害等である。  
 3 複数の罪名を有する場合は、それぞれの罪名に計上している。

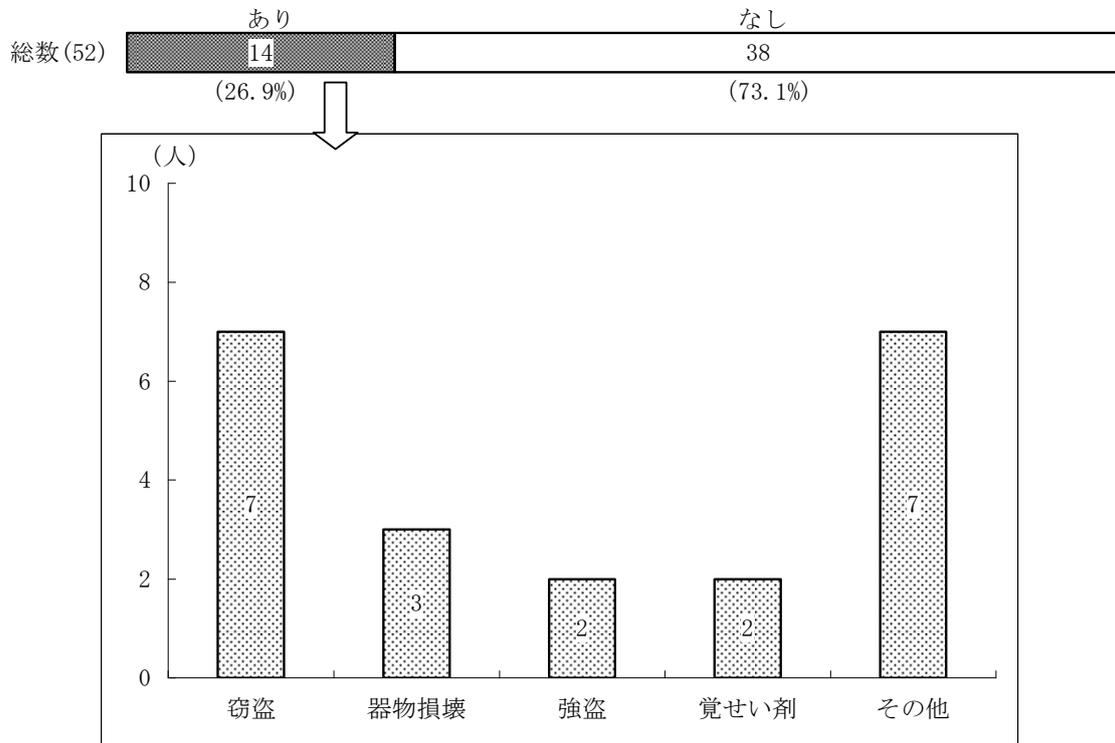
3-2-3図は、調査対象者が行った無差別殺傷事件以外の犯罪の有無、罪名及び無差別殺傷事件との前後関係を見たものである。

52人中14人に無差別殺傷事件以外に起訴された犯罪（従たる犯行）があり、その罪名としては窃盗が多い。

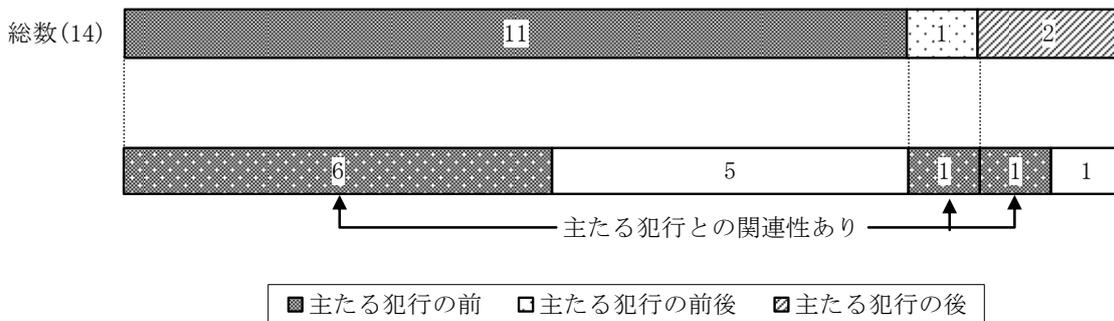
従たる犯行との時間的前後関係を見ると、無差別殺傷事件の前に行われたものがほとんどであり、そのうち約半分は無差別殺傷事件のために凶器を窃取するなど無差別殺傷事件との関連性がある。もっとも、このように無差別殺傷事件と関連する犯罪を、無差別殺傷事件に先行して行ったのは、調査対象者全体で見ると約1割である。

### 3-2-3 図 従たる犯行

① 従たる犯行の有無



② 無差別殺傷事犯との時間的前後関係及び関連性の有無



注 1 無差別殺傷事犯と異なる場所・異なる機会において行われた犯行の罪名を計上している。  
 2 「その他」は、殺人予備、死体遺棄、傷害、暴行、建造物侵入等である。  
 3 複数の罪名を有する場合は、それぞれの罪名に計上している。

3-2-4図は、調査対象者の無差別殺傷事件について、その犯行態様を見たものである。

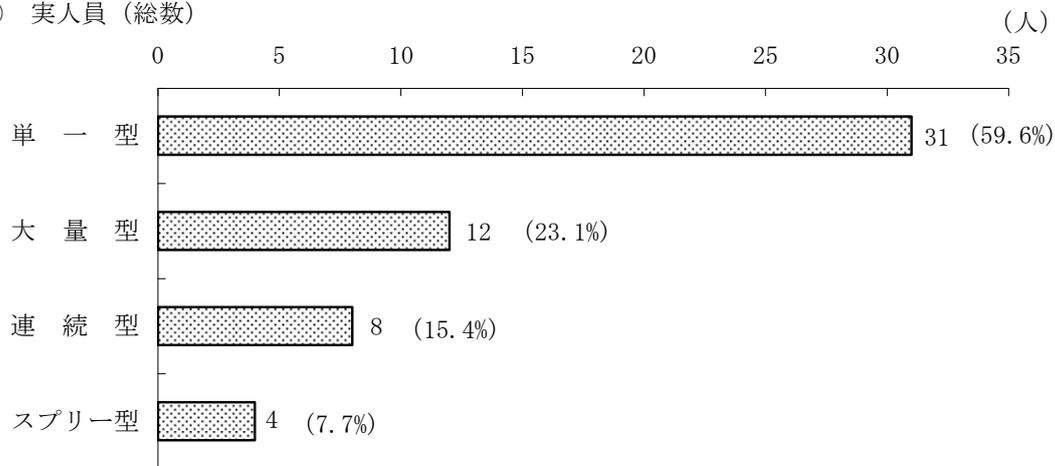
本研究においては、犯行の動機、犯意の形成過程に焦点を当てるため、調査対象者が複数人の殺害を意図していた場合と、そうでない場合を分けた上で、犯行態様により、単一殺人型、大量殺人型、連続殺人型、スプリー殺人型の四つの類型を作成した<sup>(注8)</sup>。単一殺人型とは、「複数人の殺害を意図せず、一人のみに対する殺害行為を行ったにすぎないもの」をいう。大量殺人型とは、「一箇所において、1回の機会に、複数人の殺害を意図して、殺害行為を行ったもの」をいう。連続殺人型とは、「相当の時間をおいて、複数人の殺害を意図して、殺害行為を行ったもの」をいう。スプリー殺人型とは、「相当の時間をおくことなく、複数の箇所において、複数人の殺害を意図して、殺害行為を行ったもの」をいう。

調査対象者においては、単一殺人型に当てはまる者が31人と過半数であり、複数人の殺害を意図した者は21人にすぎなかった。複数人の殺害を意図した者の中では、大量殺人型が最も多い。さらに、大量殺人型とスプリー殺人型は、犯意の形成過程という観点からは、同様の機序が想定されることから、これを併せると、大量殺人型又はスプリー殺人型に当てはまる者は、16人であった。

注8 諸外国の殺人の研究において、殺人の犯行態様別の類型が提唱されている。米国司法省の報告書「Serial Murder」, Behavioral Analysis Unit-2, National Center for the Analysis of Violent Crime, Critical Incident Response Group, Federal Bureau of Investigation は、連続殺人について、「別個の機会に同一の犯罪者(ら)が2人以上の被害者を違法に殺害すること」[The unlawful killing of two or more victims by the same offender(s), in separate events].と定義し、スプリー殺人について、一般的には冷却期間を有しない2人以上の殺人とされとし(なお、同報告書はスプリー殺人を独立の類型として用いていない。), 大量殺人は、一般的に、単一の事件の間に起きる多数の(4人以上の)被害者に対する殺人であって、殺人相互に特別な時間的間隔がないものをいうとしている。また、「Race And Crime: A Biosocial Analysis」, Anthony Walsh, Nova Science Publishers Inc. は、複数被害者に対する殺人は、スプリー殺人、大量殺人、連続殺人に分類でき、スプリー殺人は、比較的短い期間(数日又は数週間)に異なった場所で数人を殺害すること、大量殺人は、しばしば数分又は数時間という短い時間の単一の事件として同じ場所で数人を殺害すること、連続殺人は、典型的には、冷却期間、通常は数年の期間をおいて、1人ずつ殺害するものをいうとしている。そのほか、「犯罪心理学 行動科学のアプローチ」, C. R. バートル・A. M. バートル, 羽生和紀監訳, 北大路書房は、連続殺人とは、一般的には、ある人(又は人々)が長期にわたってたくさんの人々(通常最低でも3人)を殺害する事件のことをいい、スプリー殺人は、通常冷却期間なしに、通常2か所以上の場所において3人以上を殺害することを指し、大量殺人は、殺人と殺人の間に冷却期間がなく、1か所で3人以上を殺害することをいうとしている。

### 3-2-4 図 犯行形態別人員

① 実人員（総数）



② 実人員（併存状況）

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
単一型	31	...	...	...
大量型	-	11	...	...
連続型	-	1	5	...
スプリー型	-	-	2	2

- 注 1 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、全ての事件を総括して犯行形態別に分類し、複数の犯行形態に該当する場合は、それぞれの犯行形態に計上している。
- 2 「単一型」は、複数人の殺害を意図していない犯行である。
- 3 「大量型」は、一箇所において複数人の殺害を意図した犯行である。
- 4 「連続型」は、相当の時間において、複数人の殺害を意図した犯行である。
- 5 「スプリー型」は、短時間で、数箇所において、複数人の殺害を意図した犯行である。

調査対象者の行った無差別殺傷事件について、共犯の有無を見ると、いずれも単独犯である。殺人事件の共犯率は一般刑法犯に比べて低い、それでも一定程度は存在するところ（2-1-9図参照）、調査対象の無差別殺傷事件では、共犯率は0である（この点について第6章参照）。

### 3 動機

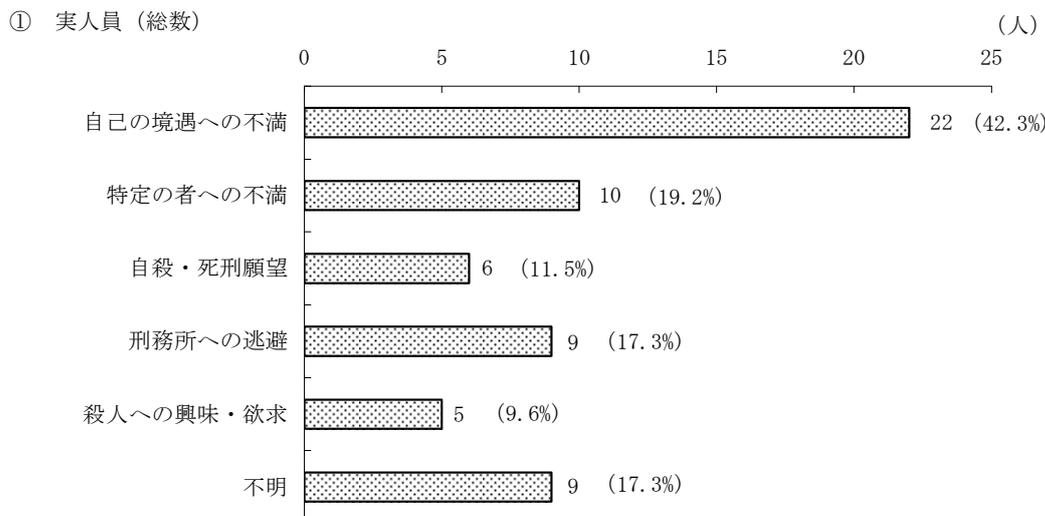
3-2-5図は、調査対象者について、無差別殺傷事件の犯行動機別の人員を見たものである。

殺人事件の動機は、事件ごとに特徴があり、特に、無差別殺傷事件については、その性質上、動機は、一般的に理解し難いものであるが、ある程度の共通点を見いだすことは可能である。そのため、調査対象事件について、裁判所において認定された動機内容をそれぞれ精査した上で、共通点を抽出することとした。犯行動機としては、Ⅰ「自己の境遇への不満」、Ⅱ「特定の者への不満」、Ⅲ「自殺・死刑願望」、Ⅳ「刑務所への逃避」、Ⅴ「殺人への興味・欲求」の五つの類型を見いだすことができる。

Ⅰ「自己の境遇への不満」とは、自己の置かれた境遇や現状に対する不満やいら立ち等を晴らすため、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、自己に発生した事柄について不満を抱いて、その気持ちを晴らすための憂さ晴らしとして他人に対する殺害を考えるもの、自己が正当に評価されていないことから社会に不満を抱き、社会の構成員を殺害しようとするものなどをいう。Ⅱ「特定の者への不満」とは、特定の者に対する恨みや怒りを晴らすため、その者とは無関係の者に対して八つ当たりに無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、自己に対して不当な仕打ちを行ったとして知人に対して怒りを覚えたため、そのうっ憤を晴らすために誰かを殺害しようと考えたものなどをいう。Ⅲ「自殺・死刑願望」とは、自殺願望がありながら、それを実行・完遂できないため、自殺の代わりに死刑になろうと考え、又は、自殺の実行に踏ん切りをつけるために、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、恐怖感から自殺することができないため、通り魔殺人をすれば死刑になると考えたものなどをいう。Ⅳ「刑務所への逃避」とは、社会生活に行き詰まり、刑務所生活に逃避するため、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、借金に苦しみ、無為徒食の生活を続けた挙げ句、生き延びる手段としては刑務所に入るほかないと考えて、そのために人を殺そうと考えたものなどをいう。Ⅴ「殺人への興味・欲求」とは、殺人行為そのものへの興味や欲求を満たすために無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、人を窒息死させることで最高の性的興奮を得ようと考えたものなどがある。そのほか、動機に関して信用できる明確な証拠がないなどの理由から、動機について判決において認定されず、不明な者（Ⅵ「不明」型）もいた。

調査対象者においては、Ⅰ「自己の境遇への不満」型が最も多く、Ⅲ「自殺・死刑願望」型、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型は多くはない。

3-2-5 図 犯行動機別人員



② 実人員（併存状況）

区分	自己の境遇への不満	特定の者への不満	自殺・死刑願望	刑務所への逃避	殺人への興味・欲求	不明
自己の境遇への不満	15	...	...	...	...	...
特定の者への不満	3	5	...	...	...	...
自殺・死刑願望	1	-	5	...	...	...
刑務所への逃避	1 (1)	-	-	8	...	...
殺人への興味・欲求	2 (1)	-	-	-	3	...
不明	-	-	-	-	-	9

注 1 複数の犯行動機を有する場合は、それぞれの犯行動機に計上している。  
 2 ②における（ ）内は、「特定の者への不満」の犯行動機も有している者の数であり、内数である。

4 時間的特性

調査対象の無差別殺傷事件（調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、そのいずれも含む。）の発生時期を見ると、3-2-6 図のとおりである。

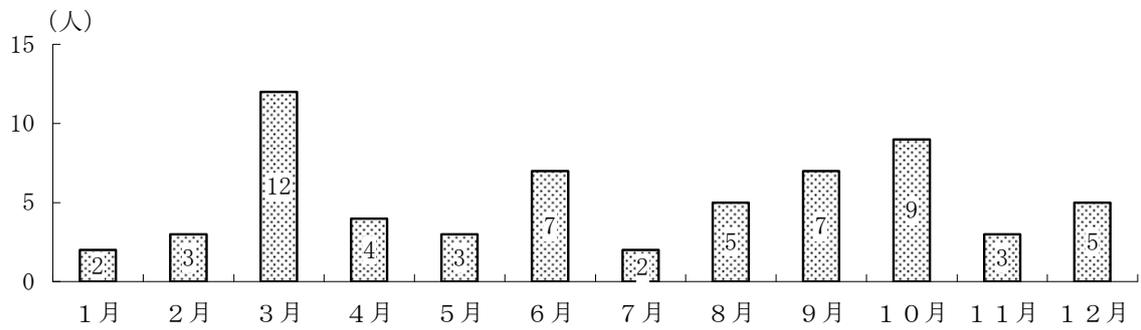
月別に見ると、3月に発生しているものが最も多い。昭和57年版犯罪白書によれば、通り魔傷害事件等（傷害、暴行及び器物損壊事件）の月別発生件数は、5月から9月の間に多発しているとされたが、今回の調査対象の無差別殺傷事犯においては、6月、9月、10月にやや多いものの、特に5月から9月に多発しているとは評価し難い。

曜日別に見ると、一般殺人では、月曜日にやや認知件数が多いが、特に曜日ごとのばらつきが少ないのに対して、調査対象の無差別殺傷事件では曜日間のばらつきが大きく、金曜日が最も発生件数が少なく、週末が終わった後の火曜日から木曜日にかけて発生件数が多い。

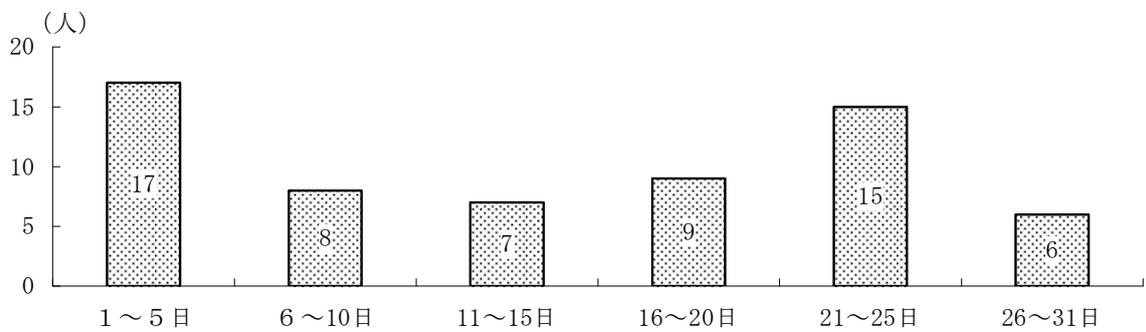
犯行時間帯別に見ると、調査対象の無差別殺傷事件では、一般殺人よりも、時間帯別の件数の差が出ており、0時から5時台が最も発生件数が少なく、その後時間帯が遅くなるにつれて発生件数が多くなっており、夕方から深夜にかけて18～23時台が最も発生件数が多い。

3-2-6 図 無差別殺傷事犯 発生時期

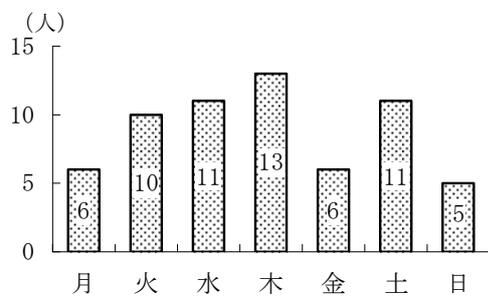
① 犯行月



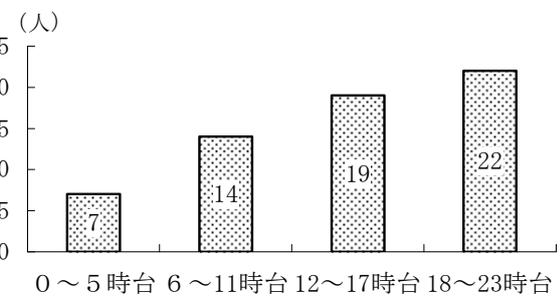
② 犯行日



③ 犯行曜日



④ 犯行時間帯

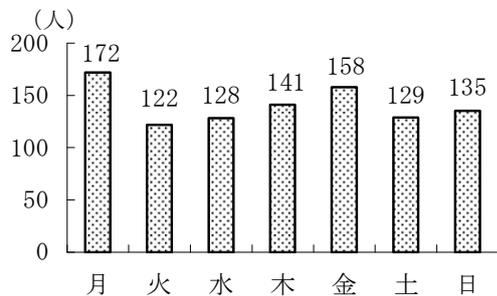


注 1 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、それぞれの区分に計上している。  
 2 一つの事件で犯行が複数又は長時間にわたる場合は、最初の犯行の開始時点のものに計上している。

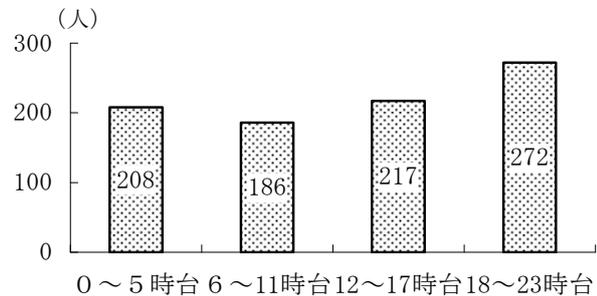
(参考) 殺人認知件数(発生時期別)

(平成23年)

① 発生曜日



② 発生時間帯



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 発生時期が不詳のものを除く。

5 場所的特性

調査対象の無差別殺傷事件の発生場所を見ると、**3-2-7表**のとおりである。

調査対象者の居住場所と犯行場所との位置関係では、同一市区町村内である場合が過半数であり、別の都道府県で行う場合は少ない。これを反映して、無差別殺傷事件の発生場所は、調査対象者の居住場所に類似した分布を示しており、大阪府が最も多く、次に東京都となっている。人口規模別では、人口10万人以上の市がほぼ半数であり、人口10万人未満の市町村は少ない。

犯行場所の特徴を見ると、路上が最も多く、続いて、駅構内等、店舗等内となっている。一般殺人においては住宅内等で発生するものが圧倒的に多いが、無差別殺傷事件は殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対する犯罪であるから、住宅内等で発生するものよりも、これらの被害者を発見し、接触ができる路上等において発生する事件が多いものと考えられる。

## 3-2-7表 犯行場所

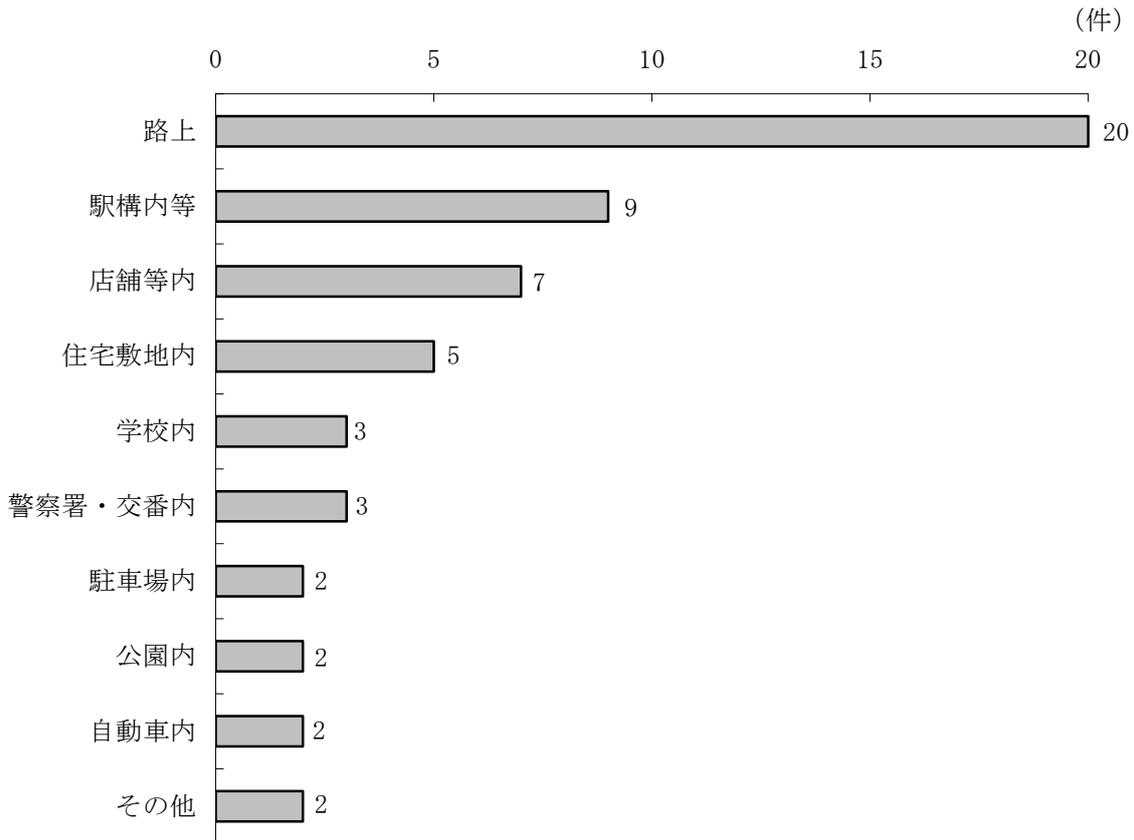
## ① 人口規模別犯行地

都道府県	特別区・ 政令指定都市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市町村	総数
北海道	2	1	1	4
青森県	...	-	-	-
岩手県	...	-	-	-
宮城県	-	-	1	1
秋田県	...	-	-	-
山形県	...	-	1	1
福島県	...	-	1	1
茨城県	...	1	-	1
栃木県	...	-	-	-
群馬県	...	1	-	1
埼玉県	-	1	-	1
千葉県	-	-	-	-
東京都	6	3	-	9
神奈川県	-	1	1	2
新潟県	-	-	-	-
富山県	...	1	1	2
石川県	...	-	1	1
福井県	...	-	-	-
山梨県	...	-	1	1
長野県	...	-	-	-
岐阜県	...	-	-	-
静岡県	-	-	-	-
愛知県	1	1	-	2
三重県	...	-	-	-
滋賀県	...	1	-	1
京都府	-	1	-	1
大阪府	6	7	-	13
兵庫県	-	3	-	3
奈良県	...	-	-	-
和歌山県	...	-	1	1
鳥取県	...	-	-	-
島根県	...	-	-	-
岡山県	1	-	-	1
広島県	1	-	-	1
山口県	...	1	-	1
徳島県	...	1	-	1
香川県	...	-	-	-
愛媛県	...	-	-	-
高知県	...	1	1	2
福岡県	-	-	-	-
佐賀県	...	-	-	-
長崎県	...	-	-	-
熊本県	-	-	-	-
大分県	...	-	-	-
宮崎県	...	-	-	-
鹿児島県	...	-	-	-
沖縄県	...	-	-	-
総数 (構成比)	17 (32.7)	25 (48.1)	10 (19.2)	52 (100.0)

② 居住地から犯行地までの距離

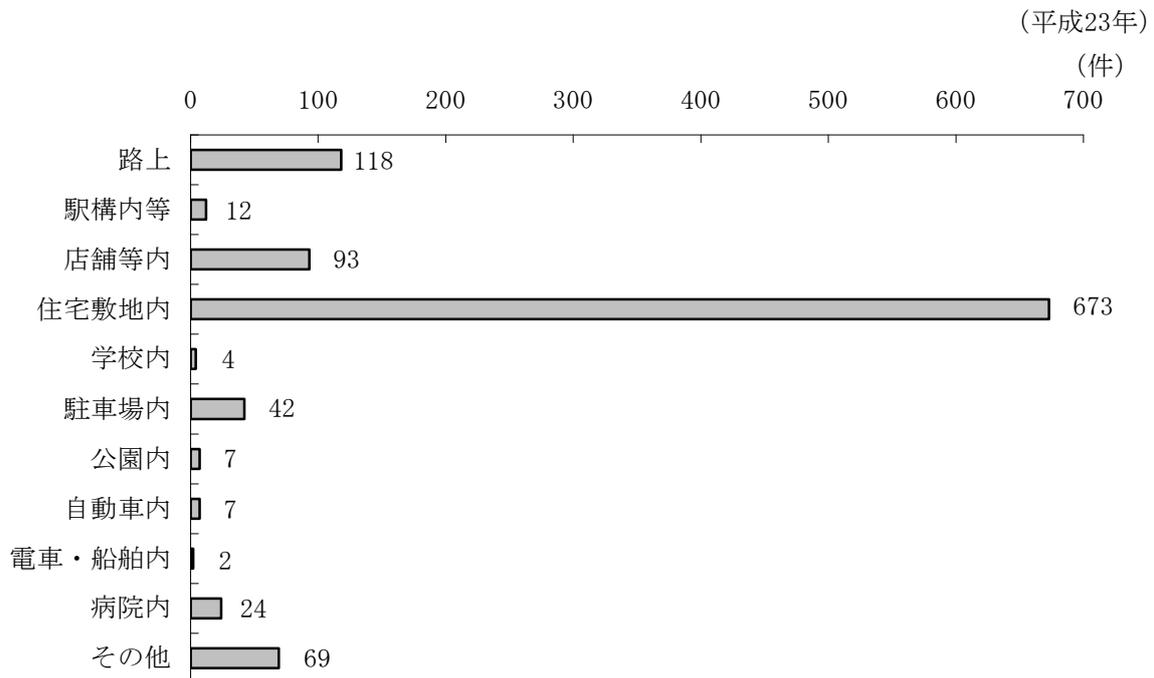


③ 犯行場所



- 注 1 犯行時の状況による。  
 2 ①における特別区・政令指定都市及び人口規模は平成24年4月1日現在のものである。ただし、北海道、石川県及び群馬県については平成24年3月31日現在のものによる。  
 3 住居不定の者における②の「居住地」は、生活の拠点としていた土地である。  
 4 ③において、犯行場所が複数にわたる場合は、それぞれの区分に計上している。  
 5 ③の「駅構内等」は駅に隣接する駅前広場、歩道橋、通路等を含む。  
 6 ③の「店舗等」は、雑居ビルを含む。  
 7 ③の「住宅敷地内」は、共同住宅の共用部分を含む。  
 8 ③の「その他」は、電車内及び病院内である。

(参考) 殺人認知件数(発生場所別)

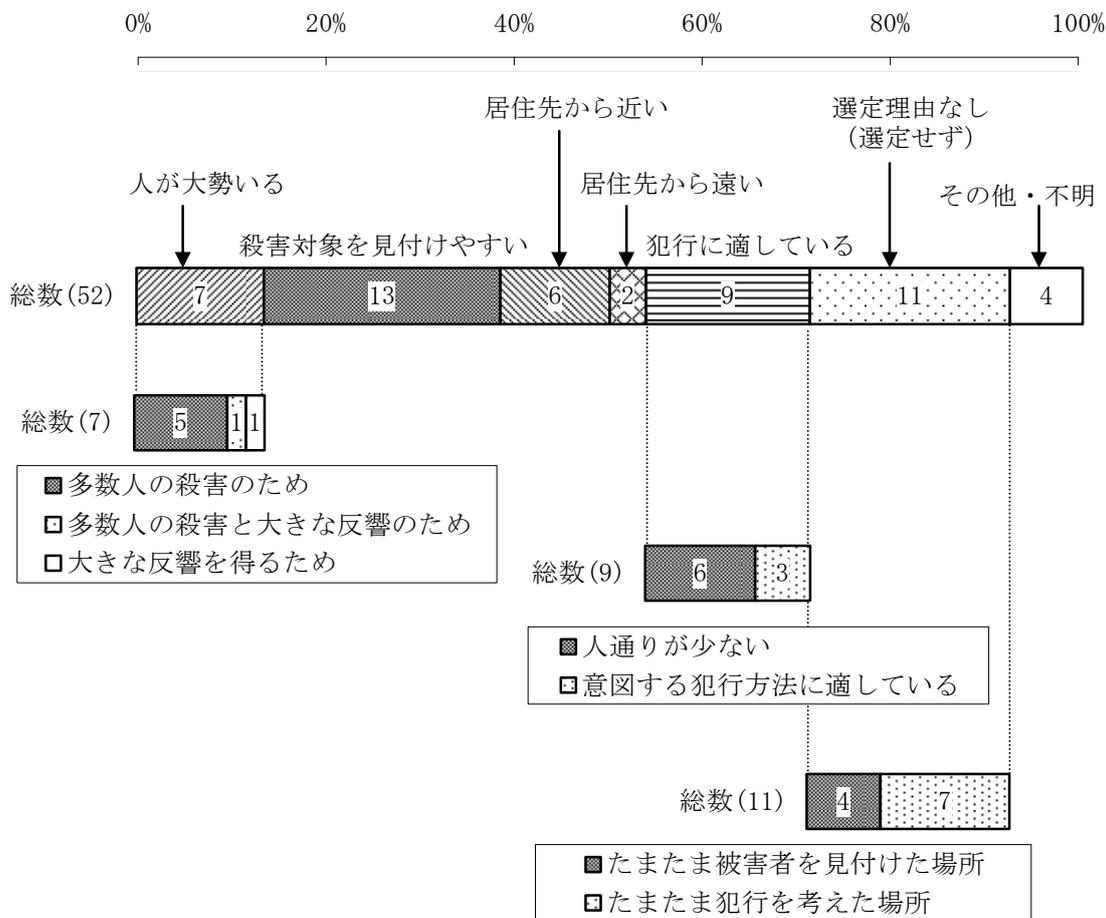


- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「路上」は、高速道路上を含まない。  
 3 「駅構内等」は、海港を含む。  
 4 「店舗等」は、ホテル、会社、事務所等を含む。  
 5 「学校」は、その実態が幼稚園と同視されるような保育所を含む。  
 6 「駐車場」は、駐輪場を含む。  
 7 「公園」は、空き地を含む。

調査対象者が無差別殺傷事件の犯行場所を選定した理由を見ると、**3-2-8図**のとおりである。

犯行場所の選定理由は多種多様であるが、調査対象者が意図する「殺害対象を見付けやすい」場所であるからという理由が最も多い。他方、多数人がいて、大きな反響を得られる場所であるからという理由によるものは少なく、いわゆる犯行を行う「劇場」として犯行場所を選定したものはまれであった。

3-2-8図 犯行場所の選定理由

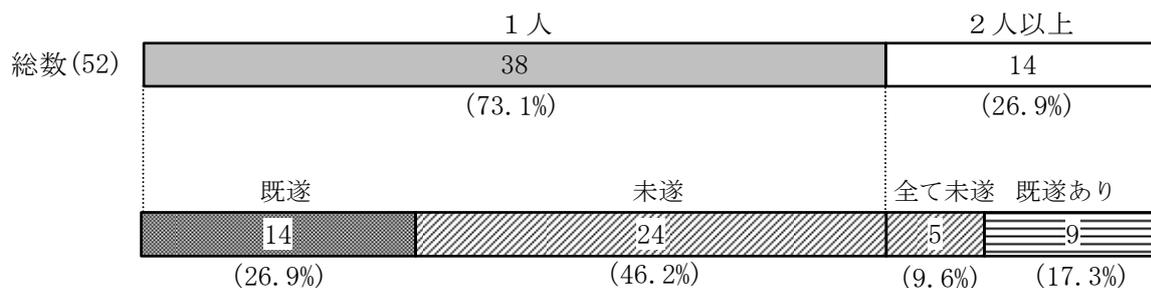


6 被害者特性

調査対象の無差別殺傷事件について、各事件の被害者の人数別の調査対象者の人員を見ると、3-2-9図のとおりである。

被害者が一人のみの調査対象者が38人であり、そのうち未遂にとどまった者が24人に及んでいる。2人以上の被害者に対して殺人既遂に至った者は9人にすぎない。

3-2-9図 被害者数別人員



調査対象の無差別殺傷事件（調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、そのいずれも含む。）の被害者全員の特徴を見ると、**3-2-10表**のとおりである。

調査対象者の行った全ての無差別殺傷事件の被害者は126人であり、そのうち死亡者は40人であった。

被害者の男女別の比率を見ると、ほぼ同数である。また、年齢層別に見ると、9歳以下の子どもが多い。一般殺人に比べると、女性と子どもの比率が高い。

調査対象の無差別殺傷事件の被害者の死亡率（被害者数に占める死亡した被害者の比率をいう。）は31.7%であり、平成23年に認知された殺人・同未遂事件（一般殺人）と比べて、低い。

### 3-2-10表 被害者

#### ① 男女別年齢層別被害者数

年齢層	男性	女性	総数
9歳以下	15 (23.1)	17 (27.9)	32 (25.4)
10～19歳	3 (4.6)	8 (13.1)	11 (8.7)
20～29歳	8 (12.3)	13 (21.3)	21 (16.7)
30～39歳	6 (9.2)	4 (6.6)	10 (7.9)
40～49歳	3 (4.6)	5 (8.2)	8 (6.3)
50～59歳	14 (21.5)	6 (9.8)	20 (15.9)
60～69歳	7 (10.8)	5 (8.2)	12 (9.5)
70歳以上	9 (13.8)	3 (4.9)	12 (9.5)
総数	65 (100.0)	61 (100.0)	126 (100.0)

#### ② 男女別被害程度別被害者数

被害程度	男性	女性	総数
死亡	19 (29.2)	21 (34.4)	40 (31.7)
重傷	17 (26.2)	16 (26.2)	33 (26.2)
軽傷	27 (41.5)	23 (37.7)	50 (39.7)
無傷	2 (3.1)	1 (1.6)	3 (2.4)
総数	65 (100.0)	61 (100.0)	126 (100.0)

注 1 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、全ての事件を総括して被害者数・被害程度に計上している。

2 被害時の年齢による。

3 「重傷」は、全治又は加療1月以上（日数での診断時は30日を1月とする。）の負傷である。

4 「軽傷」は、全治又は加療1月未満（日数での診断時は30日を1月とする。）の負傷である。

5 「無傷」は、被害者が攻撃を避けるなどして傷を負わなかった場合である。

6 ( )内は、男女別・総数の年齢層又は被害程度別構成比である。

(参考) 殺人 被害者

(平成23年)

① 男女別年齢層別被害者数

年齢層	男性		女性		総数	
12歳以下	42	(6.6)	34	(8.4)	76	(7.3)
13～19歳	34	(5.3)	13	(3.2)	47	(4.5)
20～29歳	56	(8.8)	40	(9.9)	96	(9.2)
30～39歳	113	(17.7)	42	(10.3)	155	(14.8)
40～49歳	120	(18.8)	51	(12.6)	171	(16.4)
50～59歳	91	(14.3)	47	(11.6)	138	(13.2)
60～69歳	113	(17.7)	59	(14.5)	172	(16.5)
70歳以上	69	(10.8)	120	(29.6)	189	(18.1)
総数	638	(100.0)	406	(100.0)	1,044	(100.0)

② 男女別被害程度別被害者数

被害程度	男性		女性		総数	
死亡	208	(33.0)	234	(56.5)	442	(42.3)
重傷	189	(30.0)	82	(19.8)	271	(25.9)
軽傷	234	(37.1)	98	(23.7)	332	(31.8)
総数	631	(100.0)	414	(100.0)	1,045	(100.0)

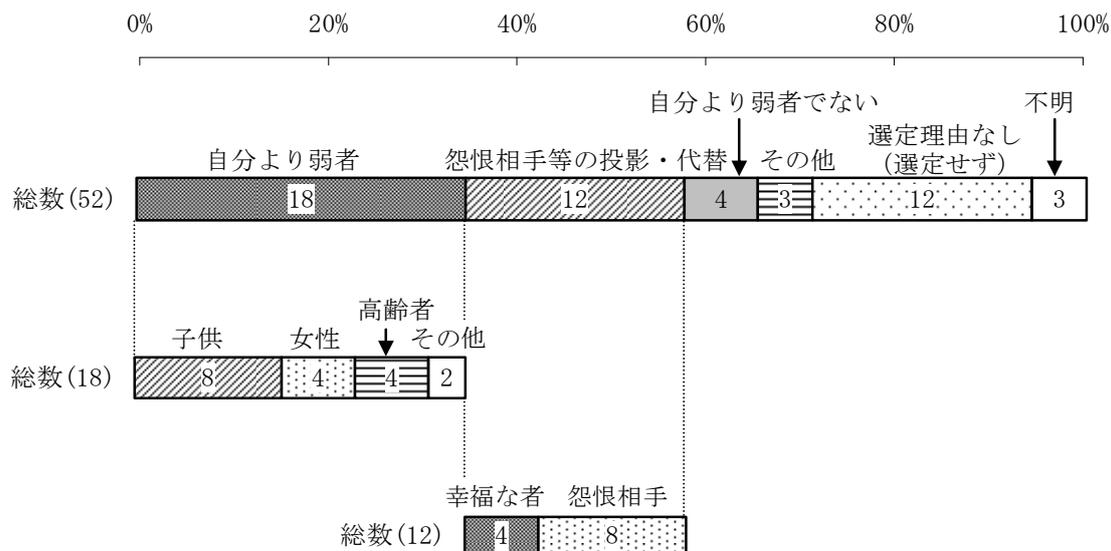
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 被害者が複数いる場合は、主たる被害者について計上している。  
 3 被害時の年齢による。  
 4 「重傷」は、全治1月以上の負傷である。  
 5 「軽傷」は、全治1月未満の負傷である。  
 6 被害のなかった者及び不詳の者を除く。  
 7 ( )内は、男女別・総数の年齢層又は被害程度別構成比である。

調査対象者は、分かりにくい動機に基づき、対立・敵対関係になかった相手に対して殺人事件を行ったものであるが、多数の通行人、公衆の中から、当該被害者に対して殺害行為を行っているのであって、そこには何らかの理由が見いだせる場合が多いと考えられる。そこで、被害者の選定理由について見ると、**3-2-11図**のとおりである。

自分より弱者と思われる者を被害者として選んだ者が最も多い。選ばれる弱者としては、子ども、女性、高齢者等がある。無差別殺傷事件が弱者型の犯罪であるという評価がなされることがあるが(第6章参照)、このような被害者の選定理由は弱者型の犯罪という性質に整合的と言える。次いで選定理由として多いのは、怨恨相手等の代替又は投影として選定したというものであり、幸福そうに見える相手を選んだというもの、怨恨相手と共通点のある者を選んだというものがある。また、多くはないが、自分より弱者の子どもや女性を避けて被害者を選んだという者がいた。そのほか、被害者に対する選定が行われず、全くの無作為のまま攻撃対象を選んだという者も相当程度いた。なお、被害者を全く選定しなかった者12人の犯行態様別類型を見ると、単一殺人型5人、大量殺人型4人(連続殺人型との重複1人を含む。)、連続殺人型3人(大量殺人型、スプリー殺人型との重複各1人を含む。)、スプリー殺人型2人(連続殺人型との重複1人を含む。)となっており、複数被害者に対する殺人の件数の方が多い。同様に、この12人について動機別類型を見ると、I

「自己の境遇への不満」型 6 人（Ⅱとの重複及びⅡ・Ⅳとの重複各 1 人を含む。）、Ⅱ「特定の者への不満」型 2 人（Ⅰとの重複及びⅠ・Ⅳとの重複各 1 人）、Ⅲ「自殺・死刑願望」型 3 人、Ⅳ「刑務所への逃避」型 3 人（Ⅰ・Ⅱとの重複 1 人を含む。）、Ⅵ「不明」型 1 人となっており、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型の者はいない。

3-2-11図 被害者の選定理由



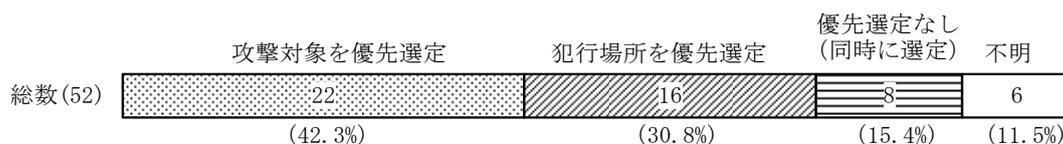
次に、被害者（攻撃対象）と犯行場所の選定について、どちらを優先させたかを見ると、

3-2-12図のとおりである。

攻撃対象を優先させた者が多いが、犯行場所を優先させた者も少なくない。どちらかを優先させたわけではないという者は少ない。

被害者として弱者を選定した者、又は、犯行場所として犯行に容易な場所を選定した者は24人である。これらの者による無差別殺傷事犯は、弱者型の犯罪としての性格をうかがうことができると思われる。

3-2-12図 犯行場所と攻撃対象の優先選定状況

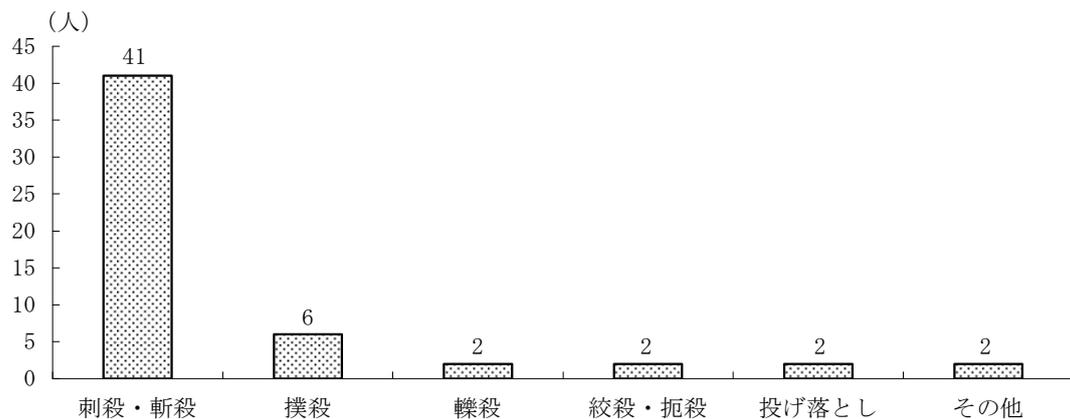


## 7 犯行の方法

3-2-13図は、調査対象者の行った主たる無差別殺傷事件について、犯行の方法を見たものである。

犯行方法の大半は刺殺・斬殺である。米国では、銃乱射事件等が問題とされることが多いのに対し、我が国においては銃の所持が禁じられていることの反映であると推察されるが、銃を用いた犯行はない。

3-2-13図 犯行方法

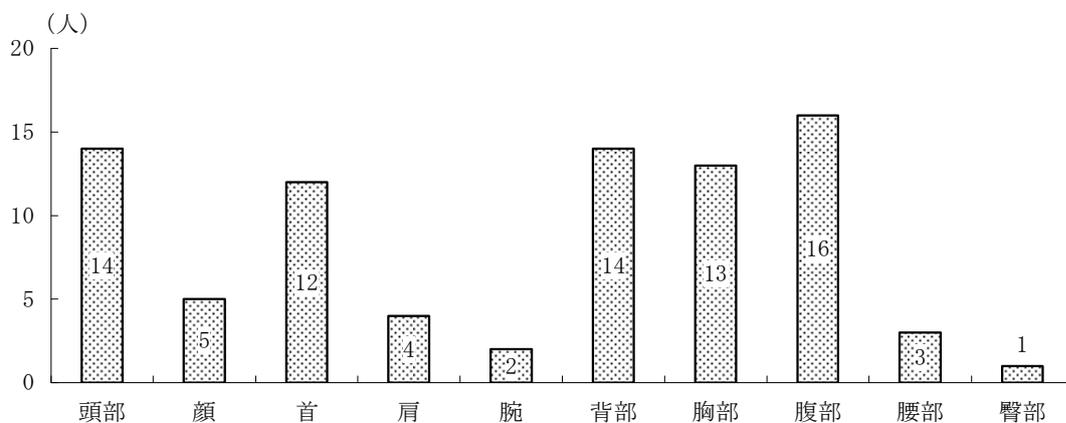


- 注 1 複数の犯行方法を用いている場合は、それぞれの方法に計上している。  
 2 「その他」は、口を塞いでの窒息及び焼殺である。

3-2-14図は、調査対象者の主たる無差別殺傷事件のうち、犯行方法が刺殺・斬殺又は撲殺のものについて、被害者に対する攻撃を意図した部位を見たものである。

頭部、頸部、背部、胸部、腹部といった身体の枢要部に対する攻撃が多い。

3-2-14図 攻撃部位



- 注 1 犯行方法が刺殺・斬殺又は撲殺の者（45人）について計上している。  
 2 実際の攻撃部位ではなく、攻撃を狙った部位を計上している。  
 3 複数の部位に攻撃している場合は、それぞれの部位に計上している。

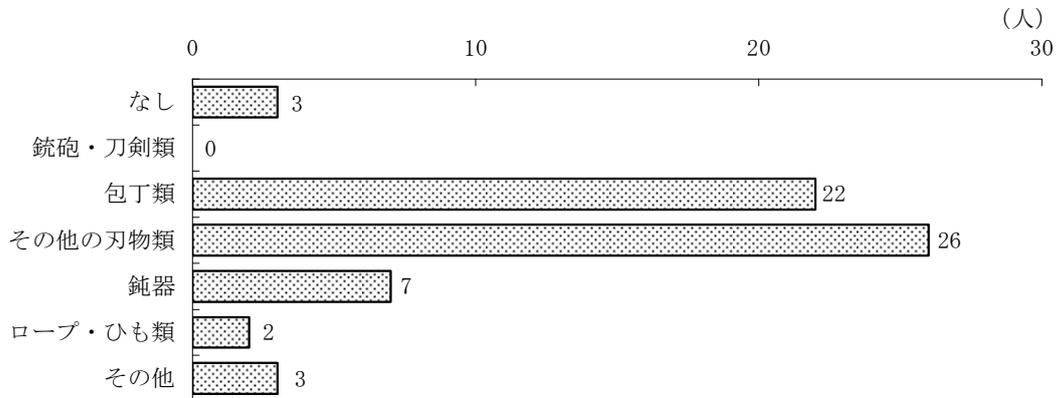
**3-2-15**図は、調査対象者が行った無差別殺傷事件における犯行供用物（凶器）を見たものである。

使用し、又は準備した凶器では、包丁とそれ以外の刃物が大半であり、実際に使用した凶器でも同様である。刃物を用いた刺殺・斬殺が無差別殺傷事件における主な犯行の手法であると言える。一般殺人（**2-1-7**図参照）に比べると、凶器の使用率がやや高いようにも思えるが、明確な差は見いだしにくい。

使用し、又は準備した凶器の個数では、1個である者が33人と多く、2個以上の複数の凶器を使用、準備した者が16人である。これらの者の犯行形態別類型を見ると、単一殺人型5人、大量殺人型8人、連続殺人型2人、大量殺人型と連続殺人型の双方に当てはまる者1人であり、複数の被害者に対する殺人、特に大量殺人型が多い。

### 3-2-15図 犯行供用物

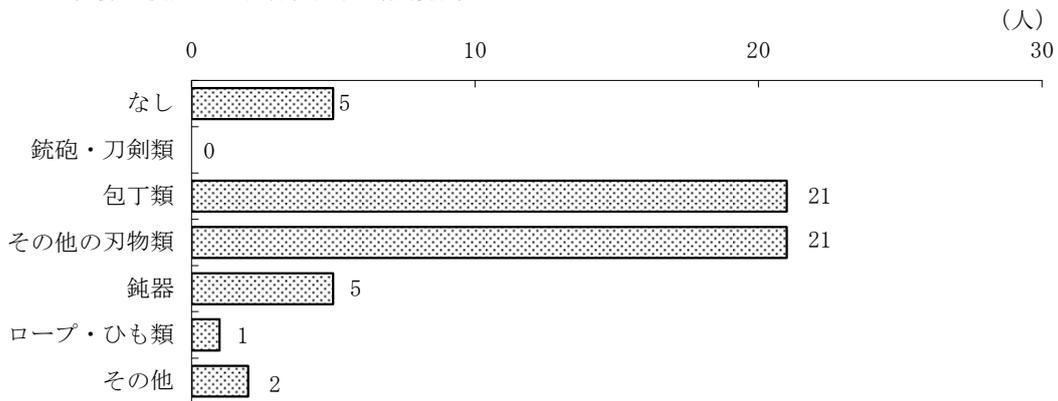
①ーア 使用又は準備した犯行供用物（種類別）



①ーイ 使用又は準備した犯行供用物（個数別）



②ーア 実際に使用した犯行供用物（種類別）



②ーイ 実際に使用した犯行供用物（個数別）



- 注 1 「銃砲・刀剣類」は、模造及び模擬を含む。  
 2 「鈍器」は、金槌、バット、スコップ、空き瓶等である。  
 3 「ロープ・ひも類」は、ガムテープを含む。  
 4 「その他」は、自動車、スタンガン等である。  
 5 複数の犯行供用物を使用又は準備している場合は、それぞれの犯行供用物に計上している。

**3-2-16表**は、調査対象者が無差別殺傷事件で実際に使用した犯行供用物の入手状況を見たものである。

犯行のために購入した者が最も多く、元々所有していた者がそれに次いでいる。わずかであるが、犯行のために窃取した者もいる。購入又は窃取した者では、犯行当日に購入又は窃取した者が多く、ほとんどの者が犯行前1週間から当日までの間に凶器を準備している。

**3-2-16表 実際に使用した犯行供用物の入手状況（入手時期別）**

区 分	入手時期					総 数
	犯行当日	犯行前日	犯 行 前 1週間以内	犯 行 前 1か月以内	犯 行 前 3か月以内	
元々所有していた	…	…	…	…	…	18
犯行場所にあった	…	…	…	…	…	4
犯行のために購入した	11	4	3	1	2	21
犯行のために窃取した	3	-	-	1	-	4
総 数	14	4	3	2	2	47

注 1 実際に使用した犯行供用物が複数ある場合は、入手時期が最も早いものについて計上している。

2 実際に使用した犯行供用物がなかった者（5人）を除く。

**3-2-17表**は、調査対象者において無差別殺傷事件を敢行する決意をした時期を見たものである。

52人中32人と、過半数が犯行当日に犯行の決意が芽生え、同日に決意が確定している。犯行前1週間から当日までに犯行を決意した者が50人とほとんどであり、長期にわたり犯行を計画していた者は少ない。また、犯行の決意の芽生えから確定までに日数を要しているのは14人であり、ほとんどは犯行の決意が芽生えてから、短期間でその決意が確定している。なお、日数を要した14人について、動機別の類型を見ると、Ⅰ「自己の境遇への不満」型が7人（Ⅱ・Ⅳとの重複及びⅤとの重複各1人を含む。）、Ⅱ「特定の者への不満」型が2人（Ⅰ・Ⅳとの重複1人を含む。）、Ⅲ「自殺・死刑願望」型3人、Ⅳ「刑務所への逃避」型4人（Ⅰ・Ⅱとの重複1人を含む。）、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型1人（Ⅰと重複）である。

**3-2-17表 犯行決意の芽生え時期（犯行決意の確定時期別）**

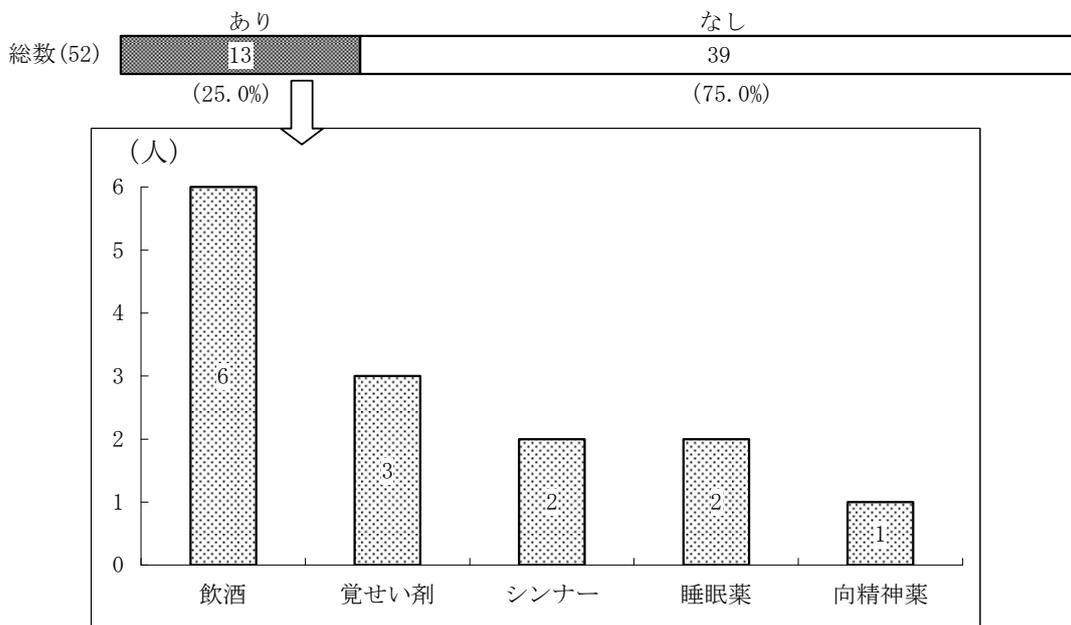
区 分	犯行決意の確定時期					総 数
	犯行当日	犯行前日	犯 行 前 1週間以内	犯 行 前 1か月以内	犯 行 前 3か月以内	
犯 行 当 日	32	…	…	…	…	32
犯 行 前 日	2	1	…	…	…	3
犯行前1週間以内	4	-	3	…	…	7
犯行前1か月以内	2	2	-	-	…	4
犯行前3か月以内	3	-	1	-	2	6
総 数	43	3	4	-	2	52
(構成比)	(82.7)	(5.8)	(7.7)		(3.8)	(100.0)

3-2-18図は、調査対象者が主たる無差別殺傷事件を行った際の薬物等の使用又は飲酒の有無とその薬物等の種類を見たものである。

大半は、薬物等の使用又は飲酒がない状態で犯行を行っている。

使用・摂取した者の中では、飲酒が多く、覚せい剤、シンナー等の薬物等を使用した者も多くはないがいる。なお、本研究の対象者は、刑事責任能力が認められた者に限られ、無差別殺傷行為を行ったが刑事責任能力がない者における薬物等の使用の有無については不明である。

3-2-18図 薬物等使用・飲酒



注 複数の薬物等を使用している場合は、それぞれの薬物等に計上している。

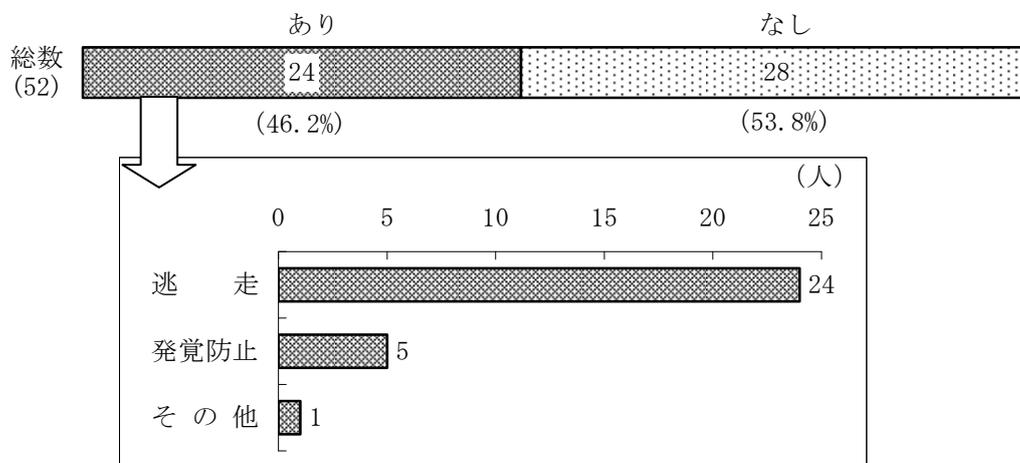
3-2-19図は、調査対象者の無差別殺傷事件の犯行後の行動を見たものである。

逃走、犯行発覚防止等の行動に出た者が52人中24人と半数弱であり、28人と過半数は何らの行動に出ずに逮捕されている。

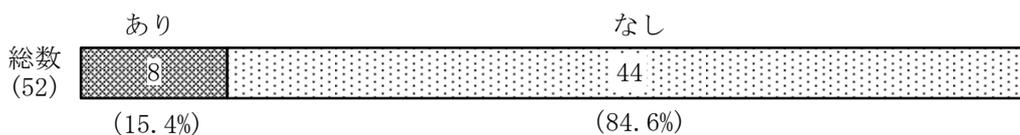
自首の有無を見ると、52人中8人（15.4%）が自首している。一般殺人における捜査の端緒で自首の構成比は6.3%（平成23年）であり、それと比べると自首した者の比率が高い傾向がうかがえる（この点について第6章参照）。

### 3-2-19図 犯行後の行動

① 犯行後の行動（自首を除く。）



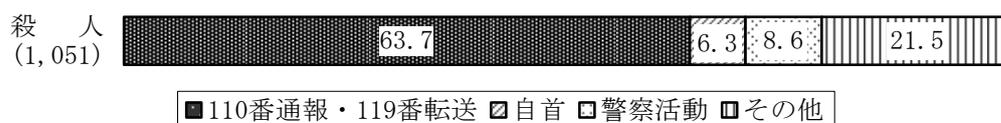
② 自首の有無



注 1 ①において、複数の行動が見られた場合は、それぞれの項目に計上している。  
 2 ①の「その他」は、「犯行声明文のピラを撒いた」である。

### (参考) 殺人 捜査の端緒別認知件数構成比

(平成23年)

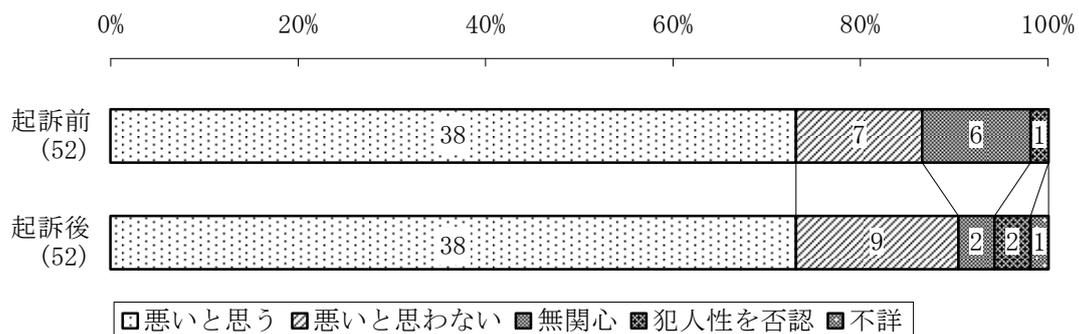


注 1 警察庁の統計による。  
 2 ( )内は、実人員である。

3-2-20図は、調査対象者が無差別殺傷事件について罪障感の表明を行ったか否かを見たものである。

52人中34人は、起訴前と起訴後の双方で「悪いと思う」旨を表明している（そのほか、起訴前又は起訴後の一方のみで「悪いと思う」旨を表明している者は各4人である。）が、「悪いと思わない」、「無関心」の者が起訴前で13人、起訴後で11人いた。起訴前又は起訴後において「悪いと思わない」又は「無関心」のいずれかの態度であった者15人について、動機別の類型を見たところ、Ⅰ「自己の境遇への不満」型9人（Ⅱとの重複及びⅡ・Ⅴとの重複各1人を含む。）、Ⅱ「特定の者への不満」型4人（Ⅰとの重複及びⅠ・Ⅴとの重複各1人を含む。）、Ⅲ「自殺・死刑願望」型1人、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型2人（Ⅰ・Ⅱとの重複1人を含む。）、Ⅵ「不明」型2人であった。調査対象の無差別殺傷事犯では、Ⅲ「自殺・死刑願望」型、Ⅳ「刑務所への逃避」型の者において、このような態度を示す者は少なかった。

3-2-20図 犯行後の罪障感表明（起訴前・起訴後）



### 第3節 犯行の背景要因，犯行経緯・動機等

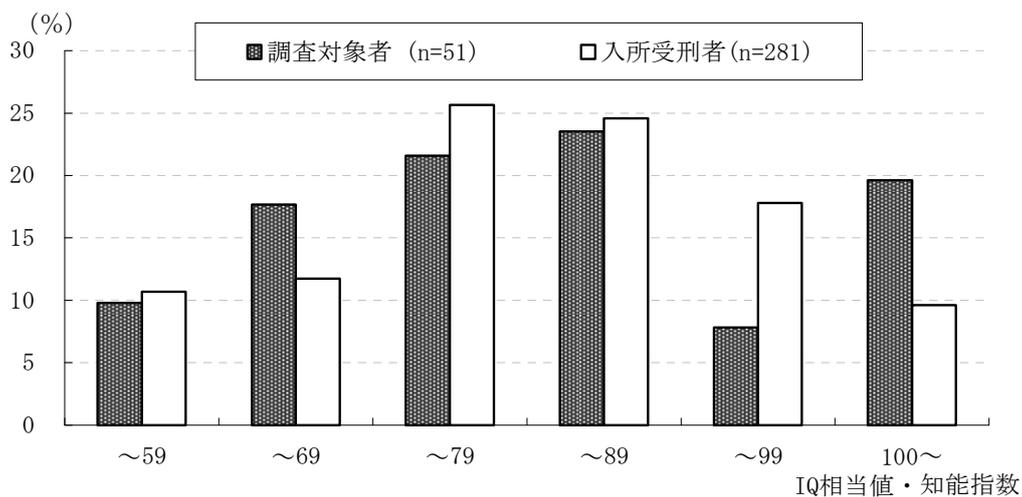
#### 1 犯行の背景要因

##### (1) 知能

3-3-1図は，調査対象者及び平成23年における殺人による入所受刑者の知能指数の分布を見たものである。

調査対象者のうち，知能検査の結果を確認できた者は51人であり，知能指数の平均値は81.0（レンジ51～128，SD=18.1）であった。殺人による入所受刑者のIQ相当値は，刑事施設で用いられているCAPAS能力検査によるものであり，個別知能検査の結果と単純な比較はできないが，調査対象者と殺人による入所受刑者の知能は，平均値においても，分布状況においてもほぼ同様な傾向を示している。

3-3-1図 調査対象者・入所受刑者（平成23年殺人罪名）の知能指数の分布



IQ相当値・指数	平均IQ	区分	~59	~69	~79	~89	~99	100~	合計
調査対象者 (n=51)	81.0	%	9.8	17.6	21.6	23.5	7.8	19.6	100.0
入所受刑者 (n=281)	79.4	%	10.7	11.7	25.6	24.6	17.8	9.6	100.0

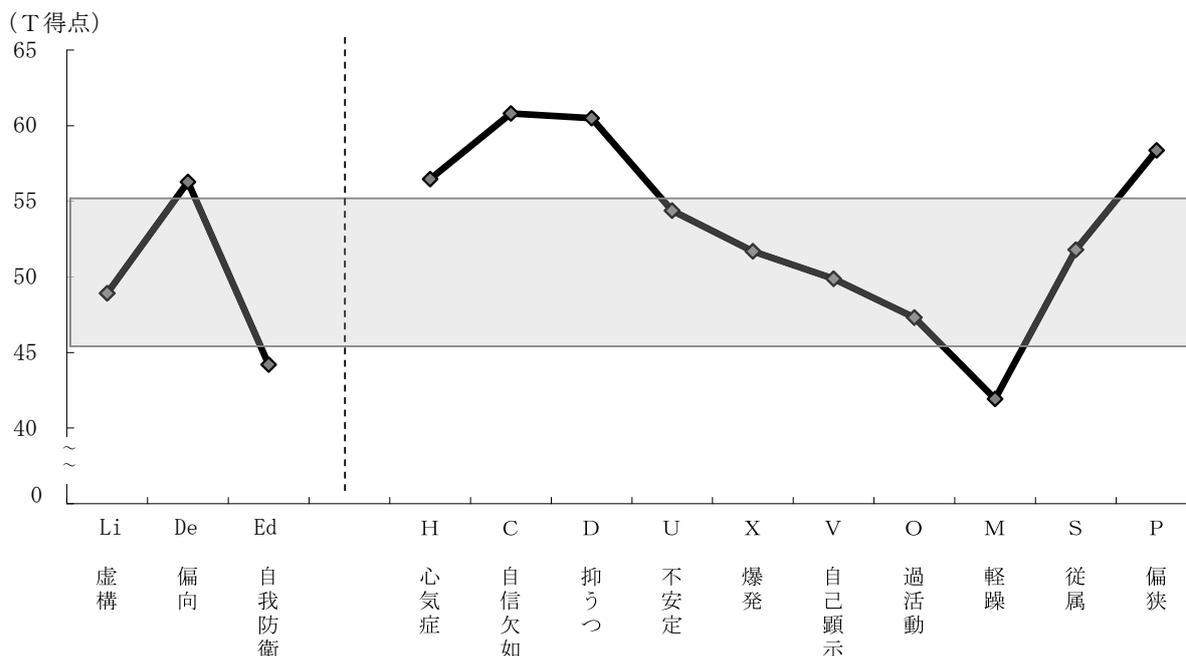
- 注 1 「入所受刑者」は，平成23年における殺人による入所受刑者であり，法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 知能指数は，CAPASのIQ相当値又は個別知能検査の知能指数が判明しているものを計上し，検査データの無いケースは除外した。
- 3 調査対象者については，個別知能検査の知能指数，CAPASのIQ相当値の順に優先的に選択し，複数の検査データがある場合は，より新しいデータを計上した。

## (2) 性格特徴等

受刑者の処遇に当たっては、懲役刑等の刑が確定し、その執行を開始するときに受刑者の資質及び環境について処遇調査（刑執行開始時調査）を行う。その調査には、面接、各種心理検査、精神科診察による精査などが含まれ得る。調査対象者の性格特徴等について、調査対象者の裁判確定後、刑事施設の刑執行開始時の処遇調査において実施された法務省式人格目録（以下、MJPIという。）の結果がある者は43人であった。その平均的なプロフィールを見ると、**3-3-2図**のとおりである。

妥当性尺度（虚構Li・偏向De・自我防衛Ed）のパターンは、過感で自己批判や自己卑下しやすい者に認められるパターンを示している。また、臨床尺度（心気症Hから偏狭Pまでのものをいう）は、心気症H、自信欠如C、抑うつD及び偏狭Pが標準域より高く出ているプロフィールパターンであり、自分に自信が持てず暗い気分が続いて自分自身で悩みやすい傾向や、いわゆる神経質な人にありがちなひがみっぽさや過敏さといった性格特性が高い者が調査対象者には多く含まれていることが示されている。

3-3-2図 MJPI (法務省式人格目録) T得点平均プロフィール



MJPI尺度	Li	De	Ed		H	C	D	U	X	V	O	M	S	P
T得点	48.9	56.3	44.2		56.5	60.8	60.5	54.4	51.7	49.9	47.3	41.9	51.8	58.4
(SD)	(10.3)	(12.1)	(9.8)		(13.5)	(14.6)	(14.7)	(14.0)	(10.6)	(11.5)	(10.8)	(12.6)	(12.0)	(16.3)

- 注 1 調査対象者のうちデータが確認できた者についてT得点を集計し、複数のMJPIデータがある者は、犯行時に最も近い時期のデータを計上した。
- 2 MJPIの各尺度は次のような傾向を示すものされている。
- Li : テストの結果を過度に良く見せようとし、実行不可能なことでも行うと反応する傾向
  - De : テストを受ける構え、又はものの考え方や感じ方が著しく偏っている傾向
  - Ed : 自分を守るために自分の弱点を隠し、良く見せようとする傾向
  - H : 神経質、無気力、心気症的な傾向
  - C : 他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持ってない傾向
  - D : ささいなことに気が沈み、消極的、悲観的、絶望的になり、暗い気分が続く傾向
  - U : 周囲の状況に関係なく気分が変化したり、ささいな刺激で行動が変わりやすい傾向
  - X : 短気で怒りや不満を抱きやすく、攻撃的に振る舞いやすい傾向
  - V : 自己中心的で支配欲が強かったり、他人から嫌われまいとして自分を良く見せようとする傾向
  - O : 刺激をすぐ行動に移したり、気軽で即行的に振る舞ったりする傾向
  - M : おおむねほがらかで人付き合いを好むというような楽天的な傾向
  - S : 他からの働き掛けに動かされやすく、自主性を欠く弱い依存的な傾向

関係記録に見られる調査対象者の性格特徴については、上記のような心理検査による特徴のほか、近親者等による第三者評価からも確かめることができる。関係記録から、その評価を見ると、「素直、真面目、大人しい、温厚」といった肯定的な評価を受けている者もいるが、「無口、臆病、気が小さい、暗くて落ち込みやすい、優柔不断、ストレスに弱い、さい疑心が強い、孤独・内心を打ち明けない、人付き合いが苦手、相手に面と向かって反発できない」等の消極的・内閉的で対人接触が苦手といった評価を受けている者が比較的多く見られる。また、非行・犯罪歴のある者では、「ため込んでいた不満を突然爆発させる、キレやすい」などの評語や、「粗野で情緒不安定、抑制に乏しくて衝動的・攻撃的で粗暴性

が目立つ」というように一部の者ではセルフコントロールの悪さを示す評価も見られる。

さらに、調査対象者が犯行前に抱えていた主観的な不満や閉塞感等は、事件の背景的な要因ともなり得ると考えられるものであるが、代表的なものとしては次のようなものが認められた。

- ・ 友人ができないことから誰からも相手にされないという対人的孤立感
- ・ 誰にも必要とされていないという対人的疎外感
- ・ 失職したことを契機とする将来への不安
- ・ 生活に行き詰まり、生きる気力を失い餓死しようという絶望感
- ・ 生きていても仕方なく死にたいが、死ぬのは怖いから刑務所に戻りたいという現実逃避的な願望
- ・ 努力しても何も報われないという諦め
- ・ 職場いじめを受けたと感じてのストレスや怒りのため込み
- ・ 守るもの、失うもの、居場所が何もないという孤独感や虚無感
- ・ 自分だけがみじめな思いをしてきたのに周りがぬくぬく生きているという被害感や怒り
- ・ 失職や交際相手との復縁がかなわず何事も自分の思惑どおりに行かないという憤まん

これらの不満や閉塞感等に共通して見られる特徴は、生活に対する前向きな希望や意欲を失ってしまっていること、さらに、ものの見方や考え方が極端な方向に偏り、視野の狭い思い込みにとらわれてしまっていることである。

これらの性格特徴等に関しては、犯行動機や犯行態様の違いにも密接に関連すると考えられるため、類型別の特徴は別途記載する。

### (3) 心身の状況

犯行時において、何らかの心身の不調により入院又は通院加療中だった者は12人（入院中4人、通院加療中8人）であり、調査対象者の23.1%の者が、心身の不調のため治療を受けていた。なお、犯行時において、いらいら感、不眠、抑うつ的な気分など何らかの精神的不調の状態にあったと見られる者について見ると、35人（67.3%）が犯行時において精神的には不安定な状態であったと見られ、けがや身体疾患等のため身体的不調の状態にあった者も6人（11.5%）であるなど、犯行時においては、大半の者が心身の健康状態が不良な状態にあったことが認められる。

なお、調査対象者のうち、犯行時における責任能力等の検討の参考として精神鑑定が実施された者の状況は、**3-3-3表**のとおりである。

## 3-3-3表 精神鑑定の実施状況

区 分		本鑑定		
		未実施	実 施	総 数
簡易 鑑 定	未実施	6 (11.5%)	13 (25.0%)	19 (36.5%)
	実 施	9 (17.3%)	24 (46.2%)	33 (63.5%)
	総 数	15 (28.8%)	37 (71.2%)	52 (100.0%)

調査対象者のうち、46人（調査対象者の88.5%）が精神鑑定に付されており、その内訳は、簡易鑑定のみが9人、本鑑定のみが13人、簡易鑑定及び本鑑定が24人であった。このうち、裁判において心神耗弱が認定された者は10人（同19.2%、知的障害1人、覚せい剤等の薬物関連障害2人、その他の精神障害7人）であった。この10人中、通院加療中であった者は3人、施設で療育中であった者は1人であり、残りの6人では、3人に入院治療歴があったが、犯行時には無断離院、放浪等により治療が中断した状態にあり、他の3人では精神鑑定によって初めて精神障害が確認されたもので、それ以前には精神障害が周囲から認識されておらず、治療経験も全くなかった。

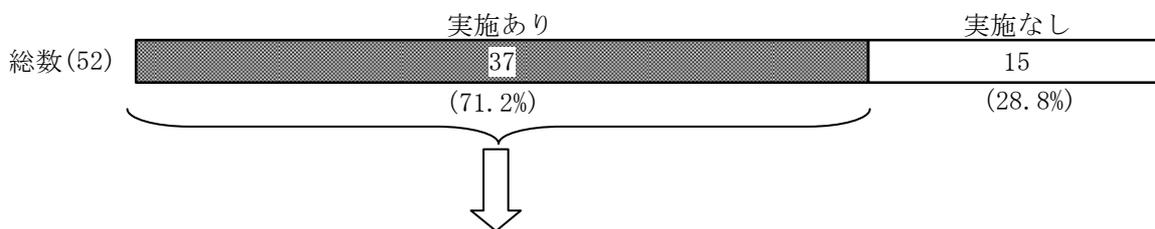
**3-3-4図**は、調査対象者の本鑑定の実施状況及び本鑑定による精神障害等の診断状況を精神障害等の種別に見たものである。

まず、本鑑定に付された者は、調査対象者52人中、37人（同71.2%）であり、残りの15人には本鑑定は実施されていない（**同図①**）。本鑑定を受けた37人中、鑑定の結果、6人には特段の精神障害等は認められず、残りの31人の診断（重複計上）については、パーソナリティ障害が17人、知的障害が6人、薬物関連の精神障害が3人、その他の精神障害が13人であり、パーソナリティ障害のカテゴリーに診断される者が最も多かった（**同図②**）。さらに、精神障害等種別の重複診断状況を見ると、知的障害の4例、薬物関連の精神障害の1例、その他の精神障害の2例にはパーソナリティ障害の診断が併せて診断されており、知的障害の別の1例にはその他の精神障害が併せて診断されていた（**同図③**）。

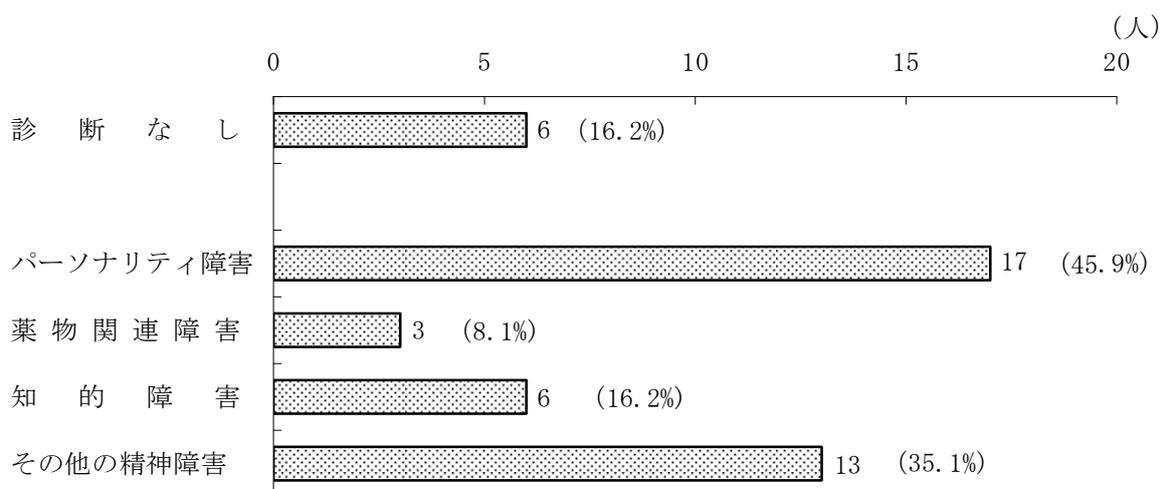
総じて、本鑑定において精神科診断を受けた大半のケースにおいては、他の障害があるようなケースであっても、パーソナリティ障害の診断によって示されるような人格傾向や態度・行動面等の偏りがベースにあって、本件犯行にも影響していたことが推察される。

### 3-3-4 図 精神鑑定（本鑑定）による精神障害等種別状況

① 精神鑑定（本鑑定）の実施状況



② 精神障害等種別人員（実人員・総数）



③ 精神障害等種別人員（実人員・併存状況）

区分	パーソナリティ障害	薬物関連障害	知的障害	その他の精神障害
パーソナリティ障害	9	...	...	...
薬物関連障害	1	2	...	...
知的障害	5	-	1	...
その他の精神障害	2	-	-	11

注 1 ②及び③では、精神鑑定（本鑑定）によって診断されたものを計上しており、鑑定が複数ある場合は、公判で採択された診断名を計上している。  
 2 複数の診断名がつけられている場合、それぞれの項目に計上している。  
 3 「その他の精神障害」とは、他のカテゴリーに含まれない精神障害であり、統合失調症、感情障害等の診断が含まれている。

なお、パーソナリティ障害以外の精神障害（薬物関連障害、知的障害及びその他の精神障害）を有する者22人（パーソナリティ障害の診断を併せて受けた者を含む。）について見ると、過去に精神科への入通院歴がある者が13人であるが、犯行時において入通院していた者は8人とどまっていた。

#### (4) 犯行前の問題行動等

**3-3-5表**は、刑事確定記録等の関係記録の調査から、調査対象者の犯行前の生活において認められた問題行動を該当者の多い順に重複計上したものである。

8割以上の者に、何らかの問題行動が認められるが、犯行に先行して最も多く認められた問題行動は、自殺企図（23人、調査対象者の44.2%）である。これに次いで、引きこもり（12人、同23.1%）、粗暴性の問題（対人粗暴行為（8人、同15.4%）、対物粗暴行為（5人、同9.6%）、薬物等乱用問題（覚せい剤（8人、同15.4%）、シンナー、問題飲酒（各5人、同各9.6%）、その他薬物（1人、同1.9%）、性的問題（7人、同13.5%）、浪費（5人、同9.6%）などの問題行動が見られる。

**3-3-5表 犯行前に見られた問題行動**

問題行動	該当者数	全体に占める比率
自殺企図（犯行前）	23	44.2
引きこもり	12	23.1
対人粗暴行為	8	15.4
対物粗暴行為	5	9.6
覚せい剤	8	15.4
シンナー	5	9.6
その他薬物	1	1.9
問題飲酒	5	9.6
浪費	5	9.6
ギャンブル	4	7.7
性的問題	7	13.5
自傷行為	3	5.8
動物虐待	2	3.8
その他	3	5.8
特になし	9	17.3
総 数	52	100.0

注 「特になし」の区分を除き、該当者数は重複計上している。

自殺企図、対人的引きこもり、各種の粗暴行為、薬物乱用といった問題行動は、外見的にも比較的認識しやすい問題行動であることから、これらの問題行動の発生を契機に、適切な指導や支援を講ずる余地はあると考えられる。

なお、こうした問題行動に至った背景事情（重複計上）について見ると、学校生活におけるいじめ被害体験（16人、37.2%）、対人的孤立（13人、30.2%）、経済的困窮、仕事上の悩み（各12人、各27.9%）、職場におけるいじめ被害体験、虐待等による不遇な家庭状況（各8人、各18.6%）、異性問題（6人、14.0%）といった問題も見られ、調査対象者の社会適応状況が良くなかったことも認められる<sup>（注9）</sup>。

<sup>注9</sup> これらの評定は、関係記録の本人供述等からコーディングしているため、いじめの被害等が客観的に見て事実だったかどうかは判断できない。

他方、関係記録上、特段の問題行動が認められない者は17.3%（9人）と少なく、これらの者はいずれも前科・前歴を有していた（懲役前科を有する者7人、罰金前科のみを有する者1人、前歴のみを有する者1人）。これらの者に対しては、問題行動の出現に対応した措置は困難であるが、前科・前歴となる犯罪を行った後の処遇における指導や支援の可能性はあったと考えられる。

### （5）自殺企図歴

**3-3-6表**は調査対象者の犯行前後の自殺企図歴の状況を示したものである。

犯行前後の自殺企図歴は、調査対象者の半数に当たる27人に認められた。このうち、犯行前の自殺企図が23人（44.2%）に、犯行後の自殺企図が16人（30.8%）に認められ、12人（23.1%）は、犯行の前後ともに自殺企図に及んでいた。

なお、自殺企図を行った27人のうち、20歳代以下の者が13人であり、30歳代以下では21人であった。

**3-3-6表 自殺企図歴(犯行前後別)**

区 分		犯行後の自殺企図		
		なし	あり	総数
犯 行 前 の 自 殺 企 図	なし	24 (46.2%)	4 (7.7%)	28 (53.8%)
	あり	11 (21.2%)	12 (23.1%)	23 (44.2%)
	不詳	1 (1.9%)	-	1 (1.9%)
	総数	36 (69.2%)	16 (30.8%)	52 (100.0%)

犯行前に自殺企図歴が認められた者23人の自殺企図の時期を見ると、うち14人（犯行前自殺企図者全体の60.9%）が、犯行の半年以内に自殺企図に及んでおり、自殺企図と事件の近接性が認められる。このほか、1年以内の自殺企図が2人、3年以内が4人、5年以上前が3人であった。

自殺に及んだ理由を見ると、人生が思いどおりにならないという不満、所持金が尽きて生活が行き詰まり八方塞がりとなった状況、家族代わりに愛着を寄せていたペットとの死別という喪失体験、引きこもり生活で何もかも嫌になったという社会的不適応による厭世感などが挙げられている。

これらの者は、自殺の方法として、い首、飛び降り、故意による自動車事故、精神科処方薬の大量服薬、手首自傷等の方法により自殺を図っているが、自殺に失敗し、死ぬことが怖くなったことなどにより、その後の自殺企図は諦め、もんもんとする焦燥感やいら立ちの中で他者攻撃の着想に転じたり、自殺用に用意した凶器をそのまま他者攻撃に転用して無差別殺傷事件に及ぶなどしており、自殺から他者攻撃への変容が生じている経緯が認

められる。

次に、自殺企図歴の有無による調査対象者の性格特徴の違いを見ておきたい。MJPI検査所見が確認できた者42人（自殺企図歴あり群22人，なし群20人）について自殺企図歴の有無により同検査の尺度得点の布置を見ると，自殺企図歴あり群では自我防衛尺度EdのTスコア平均値が40.9（企図歴なし群は44.5， $F=6.94$ ， $p<0.05$ ）と有意に低くなっており，自信欠如尺度Cが65.3（企図歴なし群は55.1， $F=5.73$ ， $p<0.05$ ），従属尺度Sが55.8（企図歴なし群は47.05， $F=6.24$ ， $p<0.05$ ）及び偏狭尺度Pが64.0（企図歴なし群は51.5， $F=7.00$ ， $p<0.05$ ）と有意に高く出ている。つまり，自殺企図歴のある者では，自殺企図歴のない者に比べ，自我防衛的な態度を示して自分を守ろうとするような対処をするよりも，状況的なプレッシャーやストレスに圧倒され自分の否定的な側面に目が向きやすく，自分の能力や行動に自信が持てなくなり，自信のなさから周囲からの働き掛けに動かされやすくなったり，外界に対して不平不満や被害感を抱きやすい傾向がかなり高まった状態にある者が多く含まれていることがうかがえる。

**3-3-7表**は，本鑑定による精神障害等の種別に自殺企図歴の状況を見たものである。

**3-3-7表 自殺企図歴(精神障害等種別)**

区 分	パーソナリティ障 害	薬物関連障 害	知的障害	その他の 精神障害	障害なし・ 本鑑定なし
犯行前のみ 自殺企図あり	6 (35.3)	-	1 (16.7)	3 (23.1)	3 (14.3)
犯行後のみ 自殺企図あり	1 (5.9)	-	-	2 (15.4)	1 (4.8)
犯行前後とも 自殺企図あり	4 (23.5)	-	2 (33.3)	4 (30.8)	5 (23.8)
自殺企図 該当者総数	11 (64.7)	-	3 (50.0)	9 (69.2)	9 (42.9)
自殺企図なし	6 (35.3)	2 (66.7)	3 (50.0)	4 (30.8)	12 (57.1)
不 詳	-	1 (33.3)	-	-	-
総 数	17 (100.0)	3 (100.0)	6 (100.0)	13 (100.0)	21 (100.0)

注 1 「精神障害等種別」は，精神鑑定（本鑑定）によって診断されたものを計上しており，鑑定が複数ある場合は，公判で採択された診断名を計上している。

2 3-3-4図の脚注2及び3に同じ。

3 ( )内は，各精神障害等種別の総数に占める各自殺企図歴の比率である。

まず，犯行の前後を問わず自殺企図歴のある者の総数から見ると，本鑑定において精神障害等がないと診断された者又は本鑑定に付されていない者（以下，「障害・本鑑定なしの者」という。）のカテゴリーでは，自殺企図歴は約4割の水準にあるのに対し，パーソナリティ障害やその他の精神障害の者では6割を超える者に自殺企図歴が認められる。知的障

害の診断がなされた者では、半数に自殺企図歴があったが、自殺企図歴を有する者では、全員にパーソナリティ障害の診断が併存しており、知的障害のみの診断の者（1人）には自殺企図歴はなかった。薬物関連障害の診断の者は3人と例数が少ないが、不詳の者1人を含め自殺企図歴が確認できた者はいなかった。その他の精神障害の者では、パーソナリティ障害が併存していない11人中7人に自殺企図歴が認められた。一方、犯行後のみ自殺企図歴のあった者は、パーソナリティ障害の者1人、その他の精神障害の者2人及び障害・本鑑定なしの者1人のみであり、犯行の前後ともに自殺企図歴のあった者は12人で、うちパーソナリティ障害の者4人（うち2人は知的障害、1人はその他の精神障害の併存診断あり）、その他の精神障害の者3人、障害・本鑑定なしの者5人であった。なお、犯行の前後ともに自殺企図歴のあった者のうち1人は、判決確定後に自殺既遂により死亡していた。

自殺企図は、犯行に対する罪障感がきっかけになって生じることもあり得るので、犯行に関する何らかの罪障感の表明と自殺企図歴との関連性について次に見ておきたい。関係記録によれば、犯行後に事件に対する罪障感の表明を何らかの形で示した者は、起訴前・起訴後の段階でそれぞれ38人（73.1%）いたが、犯行後の自殺企図歴との関連性をカイ2乗検定により確認したところ、犯行後の自殺企図歴の有無と罪障感を表明する態度には特に関連性は認められなかった（起訴前罪障感表明と犯行後の自殺企図歴  $\chi^2=0.49$ , ns；起訴後罪障感表明と犯行後の自殺企図歴  $\chi^2=2.46$ , ns）。これに関連し、関係記録から犯行後の自殺企図の理由について読み取れるものを見ると、「事件後の逃走に疲れたから」、「このまま生きていても事件を繰り返しそうで不安」、「犯行後自殺することを予定していた」など、事件に対する罪障感とは別の理由から犯行後の自殺企図に及んでいた。

また、起訴前後における罪障感の表明には、精神状況も関与すると考えられることから精神障害等との関連性を見ると、起訴前後で一貫して罪障感の表明が見られた者34人では、障害・本鑑定なしの者が14人（41.2%）、パーソナリティ障害の者が10人（29.4%）、その他の精神障害の者が9人（26.5%、うち1人はパーソナリティ障害の併存診断あり）などとなっており、精神障害等の関与していない者の構成比が最も高い。一方、起訴前後において罪障感の表明が認められない者7人では、パーソナリティ障害の者4人（57.1%）、薬物関連障害の者及びその他の精神障害の者が各1人（14.3%）、障害・本鑑定なしの者が1人（14.3%）であった。

なお、自殺企図については、犯行様態や犯行動機とも関連性があり得るので、犯行様態や犯行動機の分析においても別途検討する（第5章参照）。

## （6）家庭生活の状況

調査対象者の交友関係が概して希薄で良好な対人関係にあまり恵まれていないことは前節までにも見てきたとおりであるが、彼らが育ってきた家庭の問題や家族との関係性も事件の背景要因として関与し得ると考えられるため、ここで見ておきたい。

調査対象者52人のうち、関係記録から家庭の問題が確認できたものとしては、生育家庭

で親の離婚があった者が10人(19.2%)、家庭が経済的に困窮していた者が10人(19.2%)、親による虐待があった者が8人(15.4%)であった。

犯行前における家族関係の質や家族との接触は、本件の背景としてより密接な関係があると考えられる。**3-3-8表**は、この関連性を見るため犯行時点における家族との接触状況や家族との関係を関係記録から評定した結果をクロス表形式にまとめたものである。

接触可能な家族が存在し、その関係や接触状況等が関係記録から確認できた47人について見ると、調査対象者の半数以上において家族関係が不良であるか、家族との接触が希薄な状態にあった。

**3-3-8表 犯行時の家族との関係・接触状況**

区 分		家族との接触状況			
		濃密	普通	希薄	総数
家 族 と の 関 係	良好	1 (2.1%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	3 (6.4%)
	普通	-	14 (29.8%)	4 (8.5%)	18 (38.3%)
	不良	-	4 (8.5%)	22 (46.8%)	26 (55.3%)
	総数	1 (2.1%)	19 (40.4%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)

注 家族のいない者(4人)及び家族との関係が不詳の者(1人)を除く。

生活を共にできる家族がない場合や家族関係が不良で接触も希薄な場合は、近親者からのコントロールが及ばないことは当然であり、未然予防も相当困難な状況にあったと考えられるので、ここでは関係や接触が良好あるいは普通の状態にあったと評価された者について見ておきたい。外形的に家族関係や接触状況にさほど問題がないと見られる事案では、長い薬物乱用履歴による後遺症等障害にまつわる問題が大きい者、異性関係の破綻や経済的苦境に陥った際の問題解決の際の悩みの抱え込みや自発的に周囲に相談等を求める姿勢の希薄さなど、本人のコミュニケーションスタイルが内閉的な者、外見的に比較的円満な態度と裏腹に近親者に対する不満を内在させてきた者など、総じて本人の心情が周囲からつかみにくいと思われる例が散見される。また、何らかの障害により治療や療育を受けている例では、家族が本人の病状等を気遣い、本人が断片的に示す攻撃的な言動を憂慮しながらも、通院加療先や相談機関と連携して行動化や危機場面の回避に成功していたようなエピソードは関係記録には見られず、親など近親者が心配し対応に戸惑っているうちに事件が惹起されてしまったケースも若干例で認められ、危機場面における家族等のサポートの在り方が一つの課題であることがうかがえた。

## 2 犯行経緯・動機等

### (1) 犯行経緯等

犯行経緯に関する外形的な状況等に関しては、前節において見てきたが、ここでは、犯行経緯に関する事項のうち、調査対象者の心理や行動傾向の特徴を現すと考えられる事項について、具体的な前兆的行動、事件を具体的に着想する際の他の事件等の模倣性、犯行に対する逡巡、及びマスコミ報道への意識に分けて分析する。

#### ア 具体的な前兆的行動

前述のとおり、調査対象者の多くは、事件に先行して自殺企図を始めとして様々な問題行動を起こしているが、ここでは、事件のサインとなるような具体的な前兆的行動が調査対象者においてどのように生じているかを見る。

まず、事件のサインとなるような具体的な前兆行動を示した者は、調査対象者52人中8人(15.4%)であった。その内容を見ると、「殺人への興味や自己の衝動や性癖を制御できない」旨を通院先の医師に申し出ていた者(主治医への相談)が2人、「人を殺してでも自分の性的欲求を充足させたい」とか「このままだと何かしそうだ」という趣旨の不安を家族に対して直接漏らしていた者(家族への相談)が2人、殺人を示唆するメールを近親者や友人に送信していた者(メール送信)が2人、殺人願望を示唆する意味の書き込みをホームページ上にしていた者(ホームページ上の書き込み)が1人、及び自室の扉に犯行予告を貼り付けていた者1人であった。これらの者の中には、こうした直接的な犯行サインとなるような行動に先行して、不安定な心情下で自宅への放火企図や家族とのトラブルを起こしていた者、殺人の練習として動物を刺殺した者、死体や殺人のビデオ視聴や猟奇的な趣味の本やインターネット情報探しにふけていた者もあり、予兆的な行動が徐々にエスカレートしていった経緯がうかがえる。

これらの者を犯行形態別に見ると、大量殺人型5人(連続殺人型との重複者1人を含む。)、連続殺人型3人(大量殺人型との重複者1人を含む。)、及び単一殺人型1人であり、多くの者が複数人の殺害を意図している。また、動機別に見ると、I「自己の境遇への不満」型3人、III「自殺・死刑願望」型1人、V「殺人への興味・欲求」型3人、VI「不明」型1人である(類型I及び類型IIは類型III～Vとの重複事例を含まず、類型Iは類型IIとの重複事例も含まない。)

#### イ 事件を具体的に着想する際の他の事件等の模倣性

この種の重大事件では、他の類似事件の報道やその他様々なメディアから得た情報に影響を受けて手口等を具体化する事案もあり得る。そこで、ここでは、調査対象者の犯意の形成過程において、他の事件等の影響や模倣性が関係記録から認められる事案について見る。

まず、何らかの模倣性が事件に認められる事案は、関係記録中の本人の供述等で確認できたもので、調査対象者52人中5人(9.6%)であった。そのうち実際の無差別的な殺傷事件を自己の事件着想の参考にした者は2人おり、残りの3人は、ゲーム、漫画、TVドラ

マの殺人シーンを模倣して事件を起こしていた。

実際の事件を模倣し事件に及んだ者の特徴を見ると、1人は、引きこもりの孤独な生活を送る中、重大事件の犯人の境遇と自分の境遇とが似ていることから犯人の心情や境遇に共鳴し、同様な事件を起こせば一般社会から同情や支持が得られるのではないかと考えたことが犯行決意のきっかけとなっていた。また、別の1人は、他の重大事件の犯人と同様、現実の生活では何をしてもうまくいかないという不満、劣等感、敗北感等を抱いて、同様な事件を起こすことでうっ憤を晴らすとともに、死刑になって死にたいという願望を抱くようになったことが、犯行決意のきっかけになっていた。

一方、架空の事件に着想を得ている3人では、漫画の場面を見て犯行に用いる凶器や殺害方法を具体化させた者、それまではわいせつ行為によってうっ憤やストレス解消を図っていたが、ドラマで人が刺されるのを見てこれに影響され、刃物による刺傷行為によってより大きなストレス解消感を得ようとした者、ゲームの主人公と同様の殺害方法を行うことにより、ゲームをしているときのような万能感を得、その主人公のようになりたいと考えていた者がそれぞれ1人であった。

#### ウ 犯行に対する逡巡の意識

人が殺人等の対人攻撃のファンタジーを抱いても、実行行動に移すことはまれで、実行行動に至るまでには各種の迷いや逡巡が介在すると考えられる。そこで、調査対象者において、犯行前にどの程度の者がどんな内容の迷いや逡巡の意識を抱いたかをここで見ておきたい。

まず、刑事確定記録において、犯行への逡巡的な行動が明確に認められた事例は、調査対象者52人中17人(32.7%)であり、残りの35人(67.3%)には、記録上明確な逡巡行動は認められなかった。逡巡行動のあった者で、どのような思いが犯行にためらいを抱かせたかについて見ると、罪を犯すことへの罪悪感や戸惑いによるものが4人、恐ろしくなっためらったというものが3人、近親者等への迷惑や気遣いによるものが3人、犯行への決意は持続していたが実行方法や被害者選択について迷ったというものが4人、知人との会話でやめようかと考えたものが1人、犯罪より入院して治療した方がいいと迷ったものが1人いた。犯行の方法や被害者の選択を考えて犯行を逡巡しているような例では、もとより犯行の制止はかなり困難と思われるが、近親者への気遣いや知人への相談を通じて思い直したり、治療の選択を望むような構えがある事案では、近親者等との接触や対話が十分になされていれば、あるいは凶行とは違った選択もあり得たのではないかと考えられる。

#### エ 事件に対するマスコミ報道への意識

無差別的な事件を起こす者の中には、事件によって社会の耳目をしょう動させることにより、自己アピール等を行おうとする者もあり得る。そこで、犯行に先立ってあらかじめ事件が報道されることを意識していた者の状況についてここで見ておく。

まず、調査対象者52人の中で、関係記録の本人供述等により、マスコミ報道されること

をあらかじめ明確に意識し行動していたと見られる者は4人(7.7%)と調査対象者全体の中ではごく少数であった。この4人ではマスコミ報道に何を期待していたかはそれぞれに異なり、事件を起こすことで世間の注目を集めたいとする自己顕示的な意図が働いていた者が1人、新聞等に事件が報道されれば言いたいことが言えると自己主張の方便として考えていた者が1人、社会に注目され、世間を恐怖に陥れられるという憎悪的な意図による者が1人、及び、事件報道によって自分に嫌な思いをさせていた職場雇主の評価が落ちることを期待していた間接的な攻撃意図による者が1人であった。

## (2) 犯行動機等

無差別殺傷事件の動機や目的は、犯人の側の心理的要因や環境面の要因等を背景として複合的に形成されるものであり、無差別的な殺人を決意するに至る機序も複雑であるが、どのような動機によって事件が発生しているのかを概観することにより、調査対象事件の特質解明の糸口はつかめるものと考えられる。調査対象事件には、複合的な動機や目的に基づいたものも少なくないが、ここでは、判決書において、動機として認定・判示されている点を中心に調査対象事件事例の分類を行い、類型ごとの特質の描写を試みる。

**3-3-9表**は、**3-2-5図**の情報を簡略化し、本節における分析や説明のために表形式に置き換えたものである。

**3-3-9表 犯行動機・目的による類型**

類型	類型の略称	説明	事例数	全体に占める比率
I	自己の境遇への不満	自己の置かれた境遇、現状に対する不満、いら立ち等を晴らすため犯行に及んだもの	22	42.3
			(15)	(28.8)
II	特定の者への不満	特定の者に対する恨みや怒りを晴らすため、その者とは無関係の者に対して八つ当たりに犯行に及んだもの	10	19.2
			(8)	(15.4)
III	自殺・死刑願望	自殺願望がありながら、それを実行・完遂できず、自殺の代わりに死刑になろうと考えたり、自殺の実行に踏ん切りをつけるために犯行に及んだもの	6	11.5
IV	刑務所への逃避	社会生活に行き詰まり、刑務所生活に逃避するため、犯行に及んだもの	9	17.3
V	殺人への興味・欲求	殺人行為そのものへの興味や欲求を満たすため犯行に及んだもの	5	9.6
VI	不明	犯人であることを否認している、統合失調症による幻覚や妄想の影響を受けている、薬物乱用による精神障害があるなどにより犯行動機が不明なもの	9	17.3

注 1 複数の犯行動機を有する場合は、それぞれの犯行動機に計上している。

2 ( )内は、類型III～Vとの重複があるものを除いた事例数であり、さらに、類型Iでは、類型IIとの重複例(3例)を除いた事例数である。

類型別では、Ⅰの自己の境遇への不満(22例)が最も多く、これに次いで、Ⅱの特定の者への不満(10例)、Ⅳの刑務所への逃避(9例)、Ⅲの自殺・死刑願望(6例)、Ⅴの殺人への興味・欲求(5例)となっており、動機が不明の者は9例であった。

Ⅰの自己の境遇への不満及びⅡの特定の者への不満の類型では、不満自体が攻撃行動の動機になっているもの(心理的には欲求不満からの攻撃仮説が該当するような反応性の攻撃様態)と、これらの不満をきっかけに別の種類の動機が派生することになった複雑な動機によるもの(事件を動機実現のための手段とする道具的な攻撃様態のもの)とに分けることができるが、類型Ⅰで自己の境遇への不満のみが動機とみなし得る事例は15例であり、類型Ⅱでは類型Ⅲ～Ⅴとの重複を除く事例が8例(うち自己の境遇への不満との併存例は3例)となっており、調査対象者のうち23人(調査対象者の44.2%)は、不満を主な動機として無差別的な攻撃に及んでいる。

以下の本節の分析では、心理的な特徴の違いを考慮し、類型Ⅰ及び類型Ⅱに関しては、類型Ⅲ～Ⅴの動機の併存がなく、もっぱら不満が犯行の主たる動機となっているものの特徴を見ることにして、類型Ⅲ～Ⅴにも該当する者を集計から除外し、類型Ⅰでは類型Ⅱにも該当するものを類型Ⅰから除外する。類型Ⅲ～Ⅴの分析では、事件の発端に不満が関与していたとしても、事件に直近の動機や目的は類型Ⅲ～Ⅴに分類されるとしていることから、類型Ⅰや類型Ⅱの併存事例も含めた分析を行う。

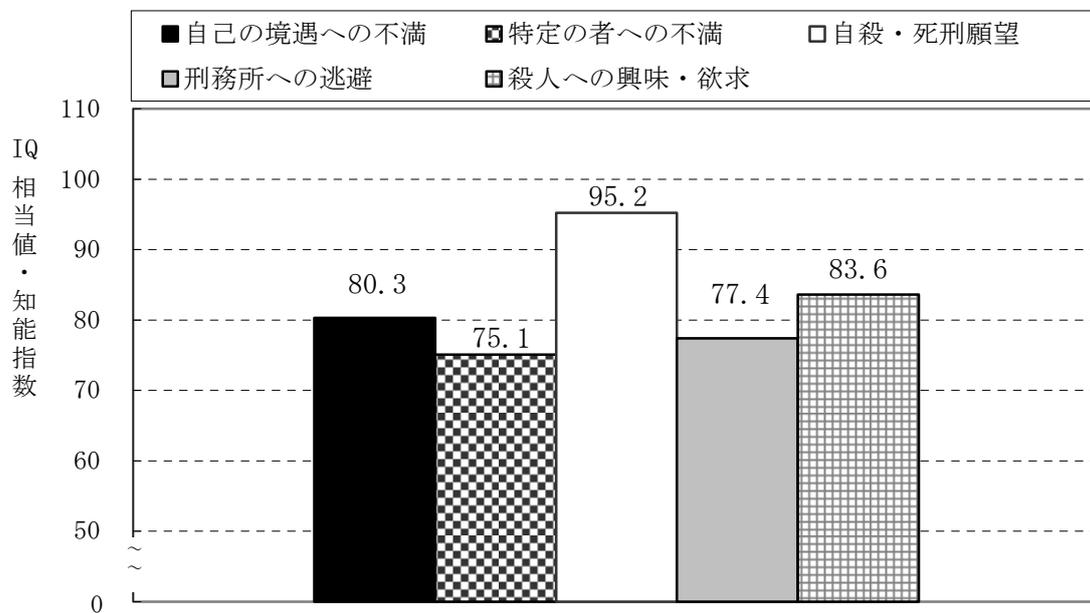
## ア 動機類型と知能

各動機類型（不明の者を除く。）の者で、知能テストの所見が確認できたものについて、その特徴を見る。

3-3-10図は、各類型別の知能指数を示したものである。

IQの平均値の分布を見ると、Ⅲの自殺・死刑願望が最も高く、これに次いでⅤの殺人への興味・欲求、Ⅰの自己の境遇への不満、Ⅳの刑務所への逃避、Ⅱの特定の者への不満の順となっている（ただし、各類型の例数が少ないことや、データのばらつきも大きい点に留意する必要がある。この点はMJPIの平均的プロフィールに関する以下の所見も同様である。）。

3-3-10 図 犯行動機類型別の知能指数（平均値）



区分	犯行動機類型				
	Ⅰ 自己の境遇への不満	Ⅱ 特定の者への不満	Ⅲ 自殺・死刑願望	Ⅳ 刑務所への逃避	Ⅴ 殺人への興味・欲求
平均IQ	80.3	75.1	95.2	77.4	83.6
(SD)	(15.8)	(10.0)	(12.5)	(19.3)	(30.9)
n	15	8	6	9	5

注 3-3-1図の脚注2及び3並びに3-3-9表の脚注1に同じ。

## イ 動機類型と性格特徴等

各動機類型（不明の者を除く。）の者で、MJPIの所見が確認できたものについて、その特徴を見る。

**3-3-11**図は動機類型別のMJPIのプロフィールを示したものである。

Iの自己の境遇への不満の平均的なプロフィールは、抑うつ尺度Dが主に突出したパターンを示しており、この類型に属する者は、気分の沈みやすさや悲観的・絶望的になって暗い気分が続きやすい傾向が高いことが示されている。

IIの特定の者への不満の平均的なプロフィールは、心気症H、自信欠如C、抑うつD、不安定U、偏狭Pといった各尺度が標準よりも高く出ており、類型Iの平均プロフィールに比べると、この類型では、情緒不安定性や自信に欠け感じやすいところからくる偏狭なものの見方やひがみやすさが高まった状態にある者が多いと考えられる。

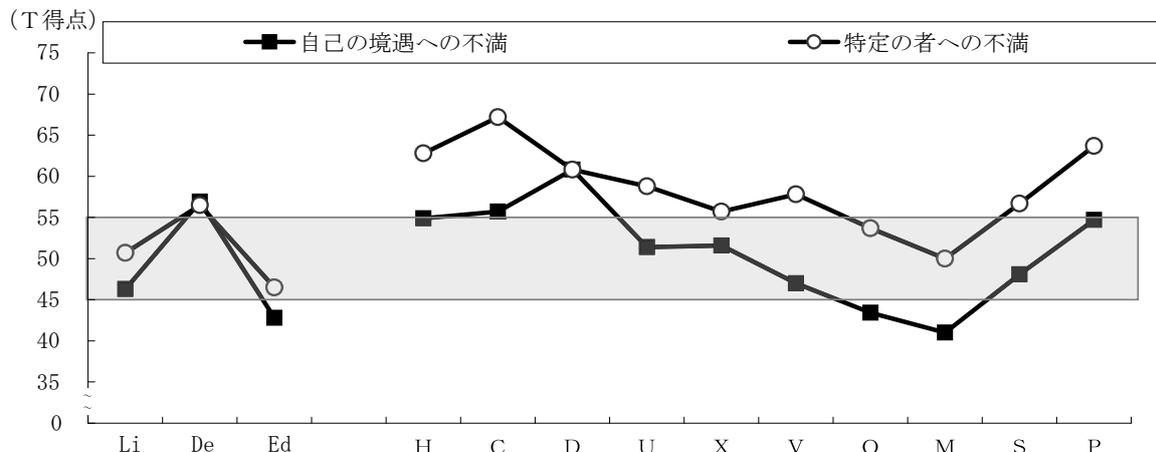
IIIの自殺・死刑願望の平均的なプロフィールは、心気症H、自信欠如C、抑うつD及び偏狭Pの突出したプロフィールであり、この類型では、神経質な性格特徴をベースに偏狭なものの見方や考え方をしがちな傾向にある者が多いと考えられる。

IVの刑務所への逃避の平均的なプロフィールは、おおむね標準域にとどまっており、動機類型の平均プロフィールでは性格特性に最も偏りが少ない類型である。

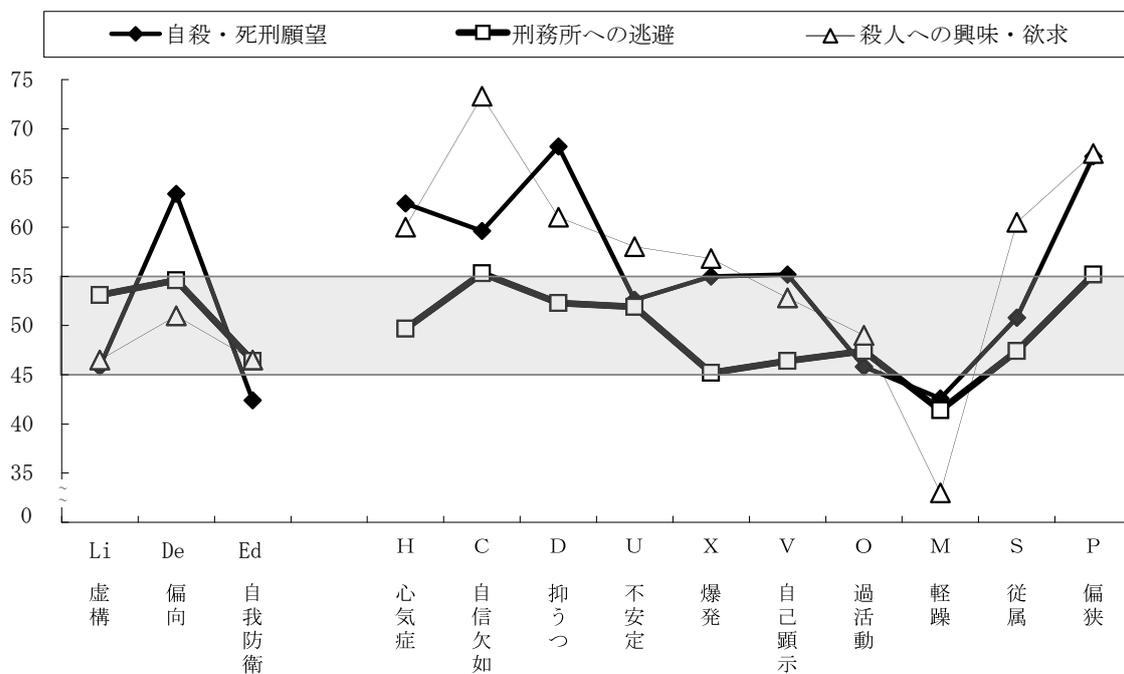
Vの殺人への興味・関心の平均的なプロフィールは、心気症H、自信欠如C、抑うつD、不安定U、爆発X、従属S、偏狭Pと多くの尺度で高得点であり、情緒不安定性や感情面の爆発性が高く、被害感や不信感など抱きやすい傾向が際立っており、この類型では、性格的な偏りの大きい者が多いことが推察される。

3-3-11図 犯行動機類型別のMJPI（法務省式人格目録）T得点平均プロフィール

① I 自己の境遇への不満及びII 特定の者への不満



② III 自殺・死刑願望, IV 刑務所への逃避及びV 殺人への興味・欲求



区分	Li	De	Ed	H	C	D	U	X	V	O	M	S	P	n
I 自己の境遇への不満	46.3 (9.2)	56.9 (12.0)	42.8 (13.3)	54.9 (15.6)	55.7 (16.7)	60.8 (17.0)	51.4 (19.5)	51.6 (12.3)	47.0 (9.7)	43.4 (15.3)	41.0 (15.3)	48.1 (15.6)	54.7 (22.3)	12
II 特定の者への不満	50.7 (15.1)	56.5 (8.5)	46.5 (8.6)	62.8 (12.1)	67.2 (14.0)	60.8 (13.7)	58.8 (10.9)	55.7 (8.3)	57.8 (12.7)	53.7 (6.3)	50.0 (8.8)	56.7 (9.3)	63.7 (11.9)	6
III 自殺・死刑願望	45.8 (17.3)	63.4 (19.6)	42.4 (7.7)	62.4 (13.3)	59.6 (10.4)	68.2 (14.0)	52.6 (12.2)	55.0 (15.1)	55.2 (13.8)	45.8 (13.4)	42.6 (14.3)	50.8 (10.2)	67.2 (11.9)	5
IV 刑務所への逃避	53.1 (5.6)	54.6 (10.6)	46.4 (8.9)	49.7 (11.6)	55.3 (15.3)	52.3 (9.5)	51.9 (10.5)	45.2 (6.5)	46.4 (9.9)	47.4 (5.7)	41.4 (9.2)	47.4 (10.0)	55.2 (11.5)	9
V 殺人への興味・欲求	46.5 (7.9)	51.0 (7.7)	46.5 (6.1)	60.0 (12.4)	73.3 (4.6)	61.0 (16.1)	58.0 (16.5)	56.8 (7.0)	52.8 (4.1)	49.0 (5.9)	33.0 (3.8)	60.5 (10.0)	67.5 (13.6)	4

注 1 3-3-2図の脚注に同じ。

2 類型I及びIIは類型III～Vとの重複事例を含まず, 類型Iは類型IIとの重複事例を含まない。

3 ( )内は, 標準偏差の値である。